

(案)

第4次佐倉市地域福祉計画

令和2年3月

佐 倉 市

は じ め に

※（市長あいさつ）

目 次

第1章 第4次佐倉市地域福祉計画

- 1 計画策定に当たって…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 3
- 3 計画の期間…………… 4

第2章 地域の現状

- 1 地域福祉の担い手…………… 8
- 2 第3次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性……………15
- 3 住民、地域と行政の役割（自助、互助・共助、公助）……………21

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念……………23
- 2 基本目標（これから目指す地域のために）……………24

第4章 取組の展開

- 1 基本目標1
各福祉分野の取組を進め、連携を強化します……………26
- 2 基本目標2 福祉サービスの利用を促進します……………34
- 3 基本目標3
地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します……………35
- 4 基本目標4 住民参加をさらに促進し、充実します……………41
- 5 計画の進行管理……………47

資料編

- 資料1 「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」……………49
- 資料2 「第3次計画中間報告」（平成30年3月）（抜粋）……………65
- 資料3 策定経過……………71
- 資料4 計画の関連法令……………72
- 資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱……………75
- 資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿……………77

1 計画策定に当たって

(1) これまでの佐倉市地域福祉計画

佐倉市では、平成20年度を初年度とする第1次から第3次までの地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

(参考) これまでの地域福祉計画における目指す将来像・未来像	
第1次計画（平成20年度から22年度）	「一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮らせる 地域社会」
第2次計画（平成23年度から27年度）	
第3次計画（平成28年度から31年度）	「住民自らが、地域で活動し、支え合い、 助け合いができる地域」（詳細は以下参照）

第1次地域福祉計画と第2次地域福祉計画の共通の将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、自分らしく、安心できる生活がおくれるように、地域社会全体で支え合うことを表すもの」であり、その考え方は、第4次佐倉市地域福祉計画（以下「第4次計画」という。）まで、引き継がれています。

第3次佐倉市地域福祉計画（以下「第3次計画」という。）では、個別計画との役割（機能）の分担など、地域福祉計画の在り方について見直しを行いました。

その結果、社会福祉法（以下「法」という。）に規定されている市町村地域福祉計画において定めるべき事項のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を重点的に規定する計画としました。

そして、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指す地域像である「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」をビジョンとして提示し、地域のつながり、「であいい」、「ふれあい」、「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化につながるその取組の方向性を決めました。

(2) 計画策定の背景と趣旨

市町村地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正（「社会福祉法」に題名改正等）により、法第107条に新たに規定されました。

平成29年6月には、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、法が改正（平成30年4月施行）され、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

法改正の趣旨（資料4：「計画の関連法令」参照）

①地域の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」から「確保される」に

②地域福祉の推進の理念の留意点
③社会福祉を目的とする事業に取り組む事業者の責務
④地域福祉推進の国・自治体の責務の明確化
⑤相談機関による連携強化
⑥市町村における包括的な支援体制の整備の推進（市町村の努力義務）
⑦市町村地域福祉計画の充実（努力義務化、記載事項の追加等）

市町村における市町村地域福祉計画の策定ガイドライン等として、厚生労働省から、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け・子発1212第1号・社援発第1212第2号・老発第1212第1号）（以下「策定ガイドライン」という。）が通知され、この策定ガイドラインを踏まえ、第4次計画を作成しました。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1 市町村地域福祉計画＜P29～42＞	2 都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞
(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P29～33＞ ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 エ 生活困難者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合） ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2) 計画策定の体制と過程（主な項目） ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など ＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞ ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること ・他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に策定する等）	(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P43～47＞ コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一した対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ 全庁的な体制整備 ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2) 支援計画の基本姿勢 (3) 支援計画策定の体制と過程 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など ・福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用 ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WGを設置） など

【出典】厚生労働省

（3）第4次佐倉市地域福祉計画の策定体制

計画策定に当たっては、関係機関、関係団体及び市民公募委員3名を含む9名の委員で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」において議論を行いました。

また、市役所では、推進委員会の議論を踏まえ、福祉分野の担当部署に加え、企画政策課、自治人権推進課や健康こども部など地域福祉の推進に関する関係部署で構成する「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」などにおいて、策定作業を進めました。

(4) 第4次佐倉市地域福祉計画の内容

推進委員会は、第3次計画の取組実績や第4次計画の方向性等を中間報告（以下「第3次計画中間報告」という（資料2）。）として取りまとめました。

第3次計画中間報告では、改正法の示す地域共生社会の実現に向けた考え方は、第3次計画で定めている住民同士の支え合いや助け合いに焦点を当てた仕組みづくりであり、基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているとされています。

第3次計画を承継しつつ、改正法及び策定ガイドラインを踏まえ、地域福祉の取組の方向性を定めるものとして、第4次計画を策定することとしました。福祉分野の基盤計画と位置づけ、基盤となる理念を示しつつ、法において、福祉の各分野における共通事項を定めることとされていることなどから、個別計画の地域福祉に関する主要な内容を盛り込み、個別計画と連動するものとなりました。また、福祉のガイドブックとしての意味合いを持たせ、個別計画と一体となって、地域福祉を推進する内容としました。

第5次佐倉市総合計画から

- ◆ 総合計画では、「地域共生社会」、また、多様な価値観を受け入れることができる「多文化共生社会」などと「共生」の言葉が出てきます。外国人が増加している中、「多文化共生社会」の構築も重要となります。

※地域共生社会（出典：厚生労働省）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※共生社会（出典：内閣府ホームページ）

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会

2 計画の位置づけ

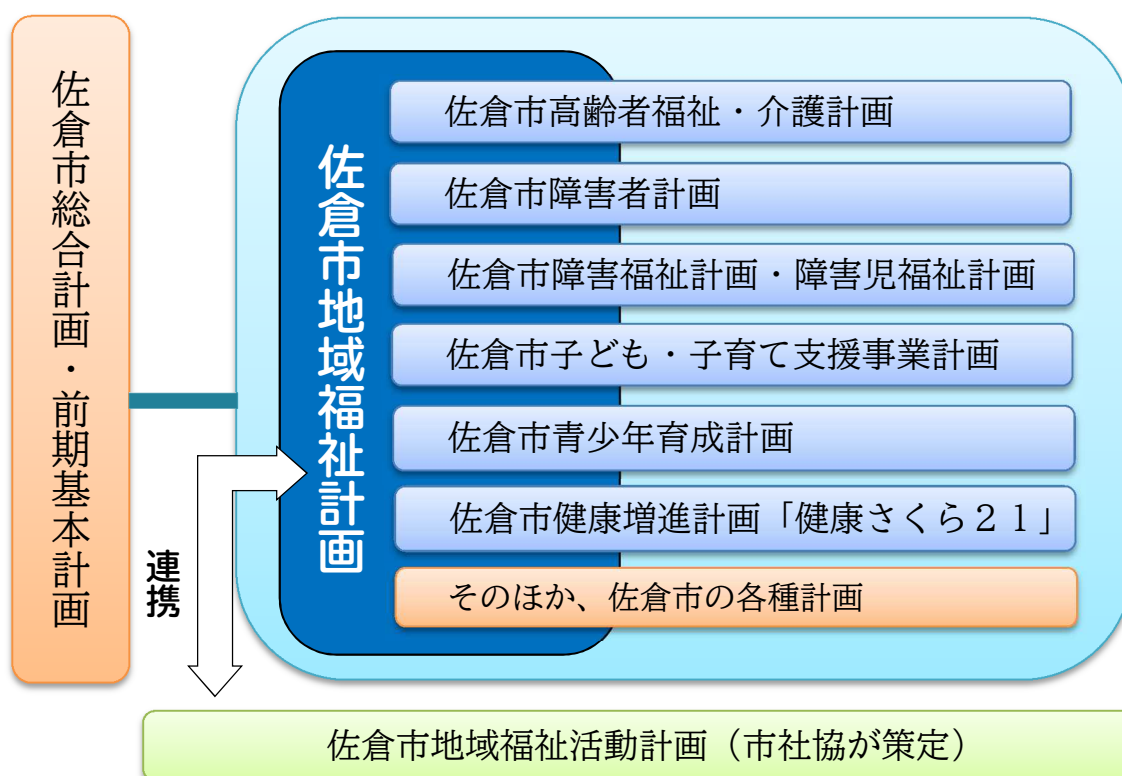
第4次計画は、市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画に即して、法第107条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、第5次佐倉市総合計画や高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動計画との連携を図り、分野横断的・一体的に地域福祉を推進していこうとするものです。

第5次佐倉市総合計画では、『笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」』を将来都市像とし、地域福祉に関わるものとして、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指すとしているとともに、「とも

に支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）」をまちづくりの基本方針の1つとしています。

また、第5次佐倉市総合計画策定に当たって実施した市民意識調査報告書では、高齢者支援、障害者福祉と子育て支援が重点改善分野（今後、重点的に改善）である一方で、地域福祉は、重点維持分野（現状を維持しつつ、継続的に改善）となっています。このことから、地域福祉については、市民の一定の満足度が示されていますが、第5次佐倉市総合計画を踏まえながら、地域福祉計画を実行していく必要があります。



※佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）

地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、行政の地域福祉計画の推進と相まって、民間レベルによる地域福祉の推進を具体的に計画化したもので、市社協が主体となって策定したもの。第5次計画では、①支えあい活動、②災害時要援護者支援と③生活困窮者支援の3つを重点目標としています。

3 計画の期間

第4次計画は、第5次佐倉市総合計画と整合性を図るため、令和2年を初年度、令和5年を最終年度とする4年計画とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5次佐倉市総合計画 （基本構想・前期基本計画）	→			
第4次佐倉市地域福祉計画	第4次佐倉市地域福祉計画			

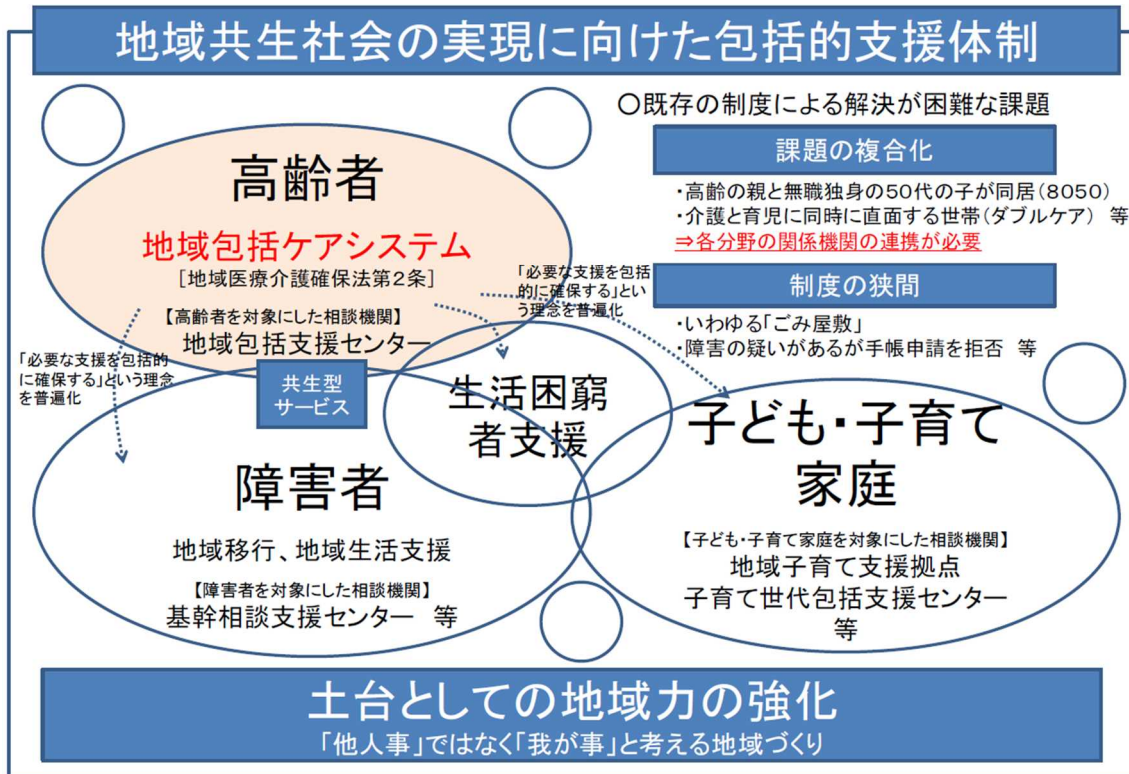
佐倉市の個別計画

佐倉市は、法令等に基づき、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康増進、青少年育成、防災等について、分野ごとに個別計画を策定しています。

計 画 名	概 要
第7期 佐倉市 高齢者福祉・介護計画 (平成30年度～令和2年度)	「老人福祉法」第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」。高齢者に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として、平成30年3月に第7期計画を策定。
第5次佐倉市障害者計画 (平成28年度～令和2年度)	「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するための計画。平成28年3月に第5次改訂版計画を策定。
第5期佐倉市障害福祉計画・ 第1期佐倉市障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)	「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」。国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、佐倉市の特性や独自の課題等を踏まえ、必要な事業の見込み量、見込み量を確保するための方策を定める計画。 また、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的にまとめた計画。「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく基本指針に即して、障害児福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めている。
第2期佐倉市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)	「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、佐倉市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにした計画。令和2年3月に策定。

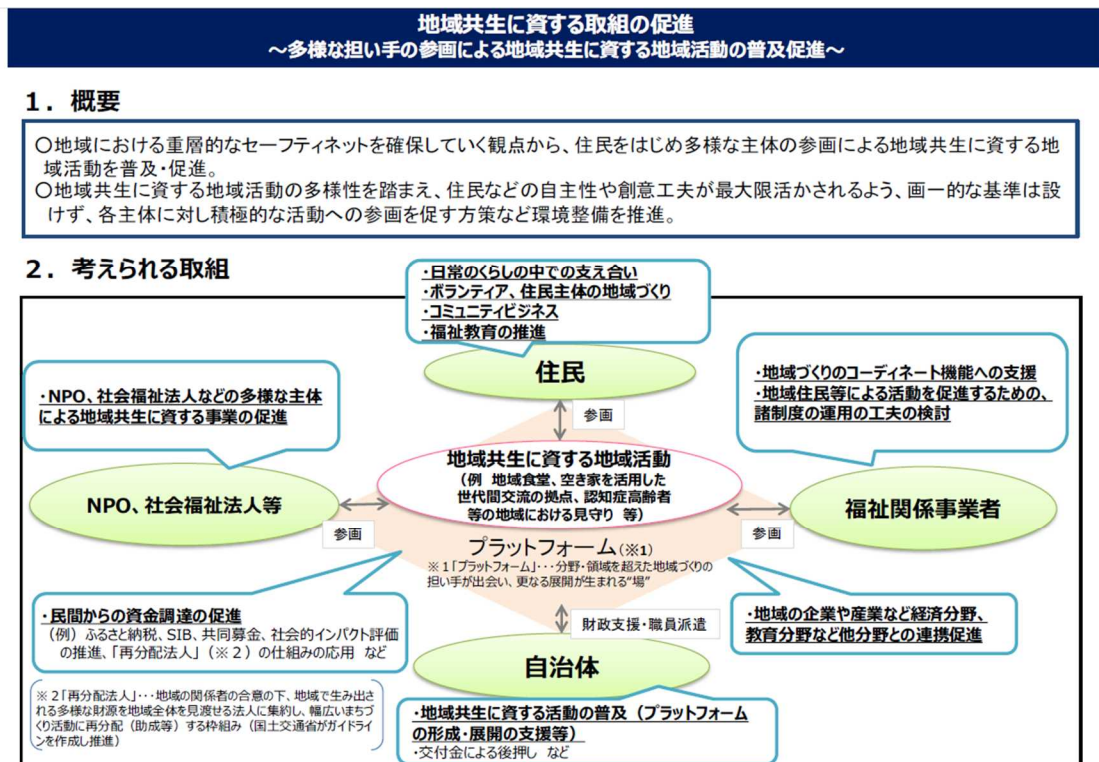
第4次佐倉市青少年育成計画 （佐倉市子ども・ 若者育成支援推進計画） （令和2年度～令和7年度）	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置づけ。社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第3次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、6年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念を示し、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定。
佐倉市健康増進計画 「健康さくら21（第2次）」 【改訂版】 （平成25年度～令和4年度） （平成31年3月改定： 自殺対策計画を一体として策定）	「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取組方法を示した計画。国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」とも整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画。 平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられた。これにより、改訂版の計画は、自殺対策計画として位置づけられている。
佐倉市成年後見制度 利用促進基本計画 （令和2年度～令和5年度）	国の基本計画の理念を佐倉市において具体化し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するもの。 従来の連携体制をより発展させた「地域連携ネットワーク」の構築を図るべく、「佐倉市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークの軸となる「中核機関」と位置づけ、体制の整備や機能強化を図る。
佐倉市住生活基本計画 （平成26年度～令和5年度）	住生活基本法、全国計画、千葉県住生活基本計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市総合計画や都市マスタープラン、また各課個別計画と横断的に整合性を図り作成。 住宅困窮者の居住安定確保について規定。
佐倉市避難行動要支援者 避難支援全体計画 （平成27年8月策定）	佐倉市地域防災計画の下位計画として、佐倉市災害時要援護者等対策検討委員会が作成し、避難行動要支援者対策を重点的に具体化するために策定するもの。 要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿、避難支援体制構築の取組や災害発生時における支援等の実施を規定。

[参考]



【出典】厚生労働省

[参考]



【出典】厚生労働省

第2章

地域の現状

1 地域福祉の担い手

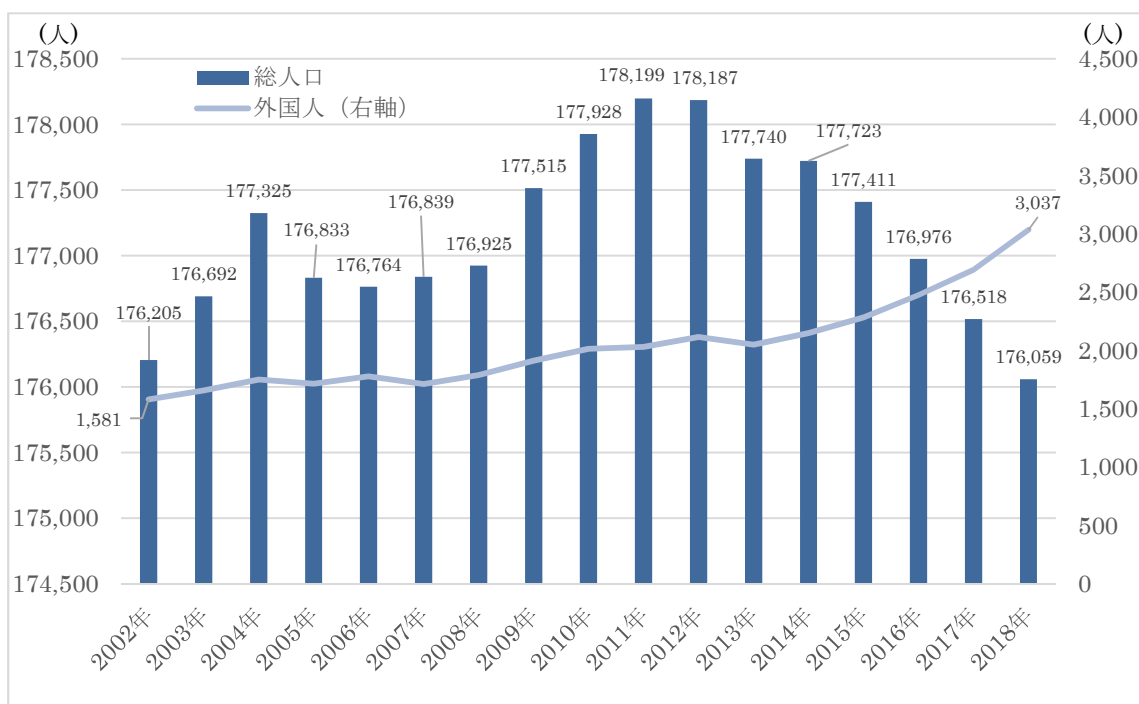
第3次計画の『～「であい」、「ふれあい」、「つきあい」から始まる地域の輪～』は、地域の支え合い、助け合い活動に広がりを見せていますが、人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、各福祉分野においても、地域福祉の担い手の不足・確保という課題があります。

また、ボランティア活動や民生委員・児童委員活動などの既存の活動における課題への対応や、改正法などにより新たに求められる社会福祉法人などの役割にも留意する必要があります。

(1) 人口減少、少子高齢化

①総人口

平成23(2011)年の約17.8万人をピークに減少傾向となっており、平成30(2018)年現在で約17.6万人となっています。一方、外国人は増加しています。



【出典】住民基本台帳（各年3月末、外国人を含む）

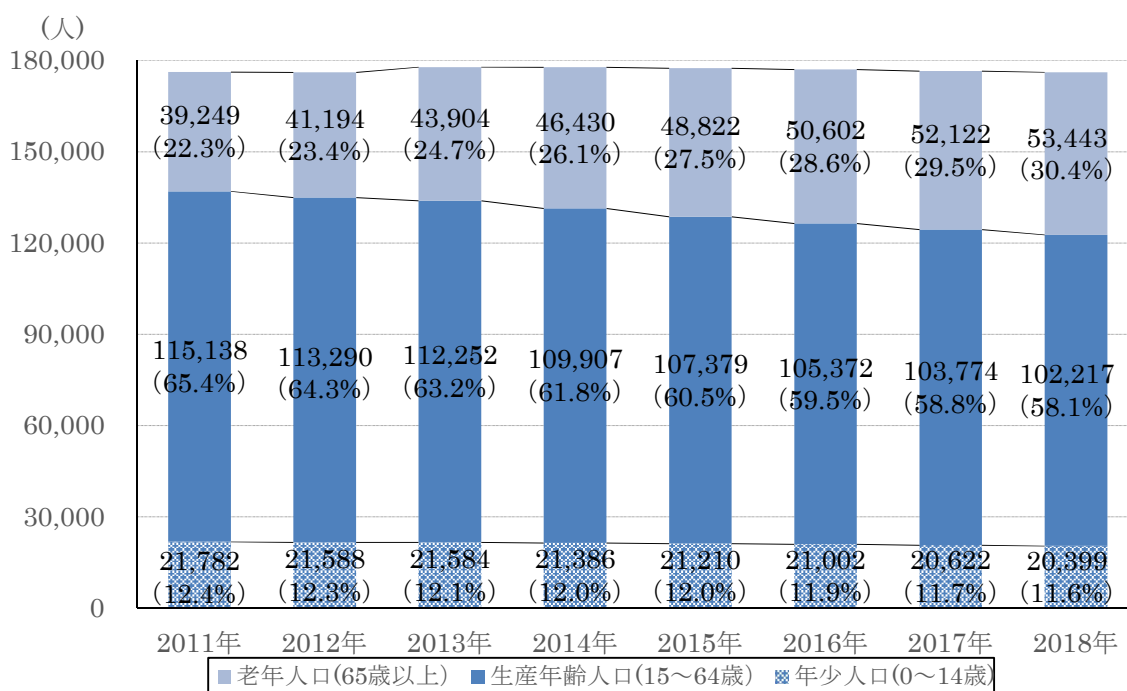
- 人口減少、少子高齢化が進む中で、どのように地域づくりを行っていくかが課題となります。
- 地域のことは地域で解決できる部分も多くあり、佐倉市には民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや自治会・町内会・区（以下「自

治会等」という。)、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)などの「地域資源」が数多く活動しています。

- 平成30年2月に開催した地域福祉フォーラムでは、中学生によるボランティア活動の発表がありました。また、高齢者は、若い世代と活動することで、より元気になるということがあります。担い手の確保という点からも、世代を超えて、住民がみんなで地域を作っていくことが重要となります。
- 5年後にはいわゆる団塊の世代が75歳以上になります。また、地域での支え合い・助け合いが大切になってきている中、ボランティアや各種団体の活動を広げていけるように、住民と行政が一体となって、地域づくりをしていく必要があります。

②年齢階層別人口

老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。また、平成30(2018)年3月に、高齢化率(=老年人口÷総人口)が30%を超えています。



【出典】住民基本台帳(各年3月末。2011年、2012年は外国人を含まない)

- 高齢者が増加している中、元気な高齢者が困難な課題を持った高齢者を支えている現状があります。介護保険制度などの公的サービスの基盤整備を行ったうえで、高齢化をマイナスに捉えるのではなく、プラス思考で考える必要があります。

例えば、防犯パトロールがあります。市内で数多くの取組が進んでいますが、防犯パトロールは子どもたちの安全確保などにつながるとともに、まちのために少しでも貢献しようという意識が芽生え、地域の他の活動にも関わってみようという高齢者も出てくるなど、他の活動へ広がる場合があります。

- 高齢化の中、佐倉市高齢者クラブ連合会や公益財団法人佐倉市シルバー人材センターの役割も重要になってきています。佐倉市高齢者クラブ連合会では、高齢者クラブ活動の推進をはかり、老人福祉の増進に寄与することを目的とし、単位クラブ・支部の充実強化、単位クラブとの連絡や研究及び研修の実施、単位クラブの養成指導及び指導者の育成、機関誌の発行等を行うほか、各種行事を開催しています。

また、公益財団法人佐倉市シルバー人材センターでは、会員に対して、就業機会の提供を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自立的運営を図り、協働・共助（お互いに協力し合いながら働くこと）のもとに働くことを基本としています。

（２）ボランティア活動

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であるボランティア活動が広がりを見せる中、ボランティア活動に対する意識が、立場や人によって変わってきている面が見られます。例えば、社会福祉施設でのボランティア活動が行われています。社会福祉施設としては、ボランティアを積極的に行ってもらいたいですが、ボランティアをする側には、個々に事情があり、ボランティアができない場面も考えられます。

また、第５次佐倉市総合計画に向けた市民意識調査結果報告書では、ボランティア活動などの地域コミュニティ活動へ参加意向の設問で、「時間的な負担が少なければ参加したい」と回答した方の割合が最も高く 33.9%となっています。

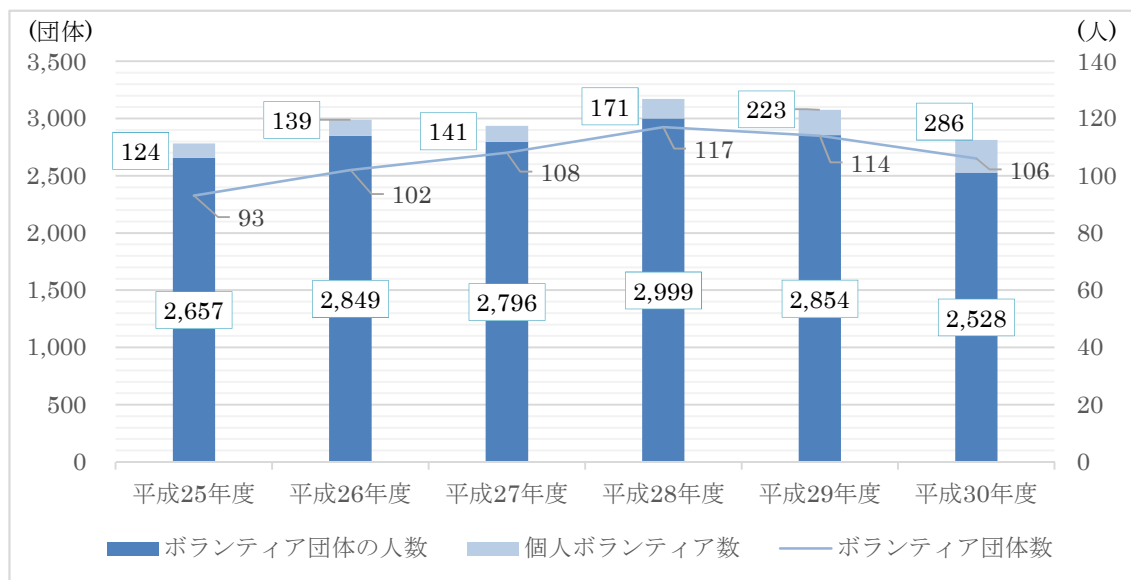
ボランティア活動の重要性が増す中、ボランティア活動に対する意識の多様化を注視する必要があります。

佐倉市には、佐倉市ボランティアセンター、西部地域福祉センター ボランティアセンター、南部地域福祉センター ボランティアセンターがあります。ボランティア活動の拠点として、地域のボランティアをサポートし、ボランティアの育成・登録・紹介などを行っていますが、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人とのコーディネートなど、今後ともその役割が期待されます（第４章の基本目標４「住民参加をさらに促進し、充実します」参照）。

○ボランティア団体数・ボランティア団体の人数・個人ボランティア数の推移

※3つとも、佐倉市ボランティアセンターへの登録数。

ボランティア団体数・ボランティア団体の人数は高齢化などの理由により、減少していますが、個人ボランティア数は増加しており、地域に一定の活動の輪は広がっています。



【出典】社会福祉課作成（各年3月末。市社協のデータから）

（3）民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員制度は、その源といわれる済世（さいせい）顧問制度より100年以上の長い歴史をもつ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。

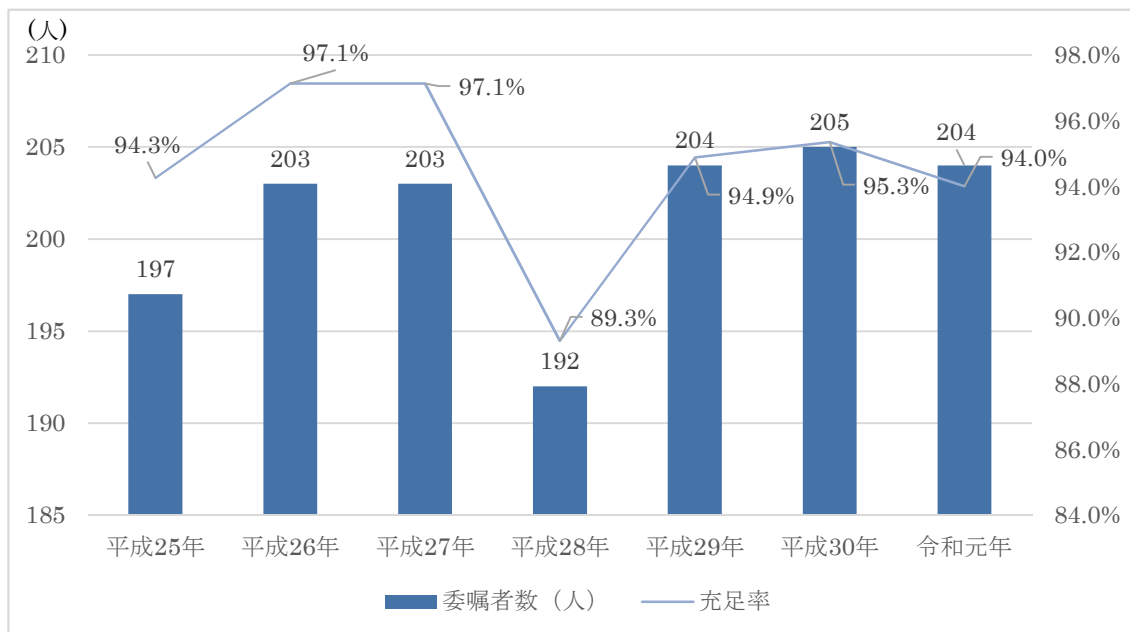
具体的には、国が社会福祉の増進に熱意のある住民を民生委員・児童委員に委嘱し、地域住民が安心して生活できるよう、身近な相談相手となり、定期的な訪問を通じた見守り役として地域の安全・安心を支えています。また、高齢者や子育て家庭の集いの場としてのサロンの運営など様々な活動を行っています。

また、近年は、民生委員・児童委員が中心となり、学習支援・子ども食堂を行っている活動事例があり（資料1：「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」参照）、その取組の広がりが期待されています。

他方、民生委員・児童委員数は以下のとおりですが、民生委員・児童委員が求められる役割が多様化し、支援の困難性や活動量の増加等があることから、担い手確保の取組を行う必要があります（第4章の基本目標3「地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します」参照）。

○民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員の任期は3年で、12月1日に一斉改選が行われますが、定数が充足できていない状況が続いています。



【出典】社会福祉課作成（民生委員・児童委員推薦状況のデータから）

（各12月1日現在。定数は、平成27年までは209人、平成28年から215人、令和元年から217人）

（４）社会福祉法人などの役割

- 法が改正され、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」が求められています。市内の社会福祉法人の中で、地域の買い物支援に対する車両や運転手などの提供、子ども食堂への支援や地域食堂の開設など、その取組が始まっています。

社会福祉法人がその役割を果たすためには、取組をコーディネートする機能が求められています。また、住民に社会福祉法人の存在が認知され、住民と社会福祉法人のつながりを深める必要もあります。この点、市社協とも協力しながら、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が進むような取組が求められます。

- 介護保険などのサービスを提供する事業所は、社会福祉法人、NPO法人や株式会社など様々な主体があります。改正法第5条（資料4：「計画の関連法令」参照）では、福祉事業経営者の責務が定められており、その役割は重要になってきています。

- 社会福祉施設や社会福祉法人、それぞれの横のつながりが重要になりますが、佐倉市には、「佐倉市社会福祉施設協議会」（以下「施設協」という。）や「佐倉市社会福祉法人の未来をつくる協議会」（以下「未来協」という。）があり、その事務局を市社協が担っています。また、市と社会福祉法人とは、平成 25 年 2 月 20 日に、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

※施設協

佐倉市内に所在する福祉施設相互の理解を深め、施設に関わる諸問題を協議すると共に、その社会的使命とする施設福祉はもとより、佐倉市や市社協等の関係機関並びに地域住民との連携をもとに、地域福祉の充実及び発展に寄与することを目的とする（社会福祉法人が設置・運営する佐倉市に所在する高齢者と障がい児・者の社会福祉施設（指定管理による事業所を含む）であって、会の目的に賛同する施設を会員とする）。

※未来協

佐倉市内において社会福祉施設等を経営する社会福祉法人経営者が連絡提携して、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人等にかかわる基本的問題を調査し、かつその実践をはかり広く結果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする（佐倉市内において社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の理事長もしくは、これに代わる役員を会員とする）。

「地域における公益的な取組」とは（出典：厚生労働省ホームページ）

- ◆ すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています（社会福祉法第 24 条第 2 項）。

障害と障がい、支え合いと支えあいなど

- ◆ 本計画では、これらの用語が混在しておりますが（漢字と平仮名）、市では「障害」と「支え合い」を、市社協では「障がい」と「支えあい」を使用していることによるものです。



地域福祉活動の参加促進（災害時の助け合い）

- ◆ 民生委員など、現在、地域福祉を支えている人がいますが、その負担が大きくなってしまっている現状があります。一人ひとりができることから始める。そして、地域福祉活動に携わることで、地域福祉を支えている人の助けになる。人と活動がつながっていく。そうすることで、住民一人ひとりが地域に関わり、みんなで地域を支えていくために、ボランティア活動、コミュニティ活動、防犯パトロールや地区社協活動（支えあいサービスやサロンなど）への参加の促進が求められます。
- ◆ 昨今、多くの災害が発生していますが、「普段からの人のつながりが、災害時の助け合いに通じます」。具体的には、日常のあいさつ運動や防犯パトロールが、災害時等の助け合いにつながります。
また、「佐倉市地域防災計画」に基づき、災害時における円滑なボランティア活動等を推進するため、市と市社協の協力体制並びに、災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、協定を締結しています。
令和元年度の大雨被害の際、市社協が災害ボランティアセンターを開設し、市と連携して、対応にあたりました。

2 第3次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性

(1) 市民意識調査の結果

第3次計画では、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の実現のために、基本施策として、①情報の発信・啓発、②担い手の確保、③地域の交流活動・福祉活動の推進の3つを個別計画等とともに進めてきました。

この3つの地域像の実現に向けては、自らの意思に基づいて地域の課題の解決に参加する住民が、地域の様々な取組を推進し、また、地域で生活する人々の違いや個性を受け入れられる意識が広まることが、重要になります。

そこで、第3次計画では、基本施策①情報の発信・啓発に関する成果指標として、市民意識調査報告書の中で、地域福祉活動に関する以下の調査を実施しました（市民意識調査報告書は、ホームページで公開しています）。

○市民意識調査概要（福祉・健康編）（※令和元年度は「福祉・健康・教育編」）

調査地域	佐倉市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女
対象者数	平成29年度 1,200名・平成30年度 1,400名・令和元年度 2,000名
抽出方法	住民基本台帳における地区別・年齢層別の人口比率に基づき、男女別に無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成29年7月24日～平成29年8月21日（平成29年度）
	平成30年7月12日～平成30年7月31日（平成30年度）
	令和元年5月29日～令和元年6月21日（令和元年度）

	配布数	有効回収数	有効回収率
平成29年度	1,200	351	29.3%
平成30年度	1,400	409	29.2%
令和元年度	2,000	602	30.1%

○設問

※令和元年度から「どちらともいえない（わからない）」の選択肢を削除。また、設問のタイトルは、令和元年度から削除。

設問1【住民同士の支え合い】

「地域で安心して住み続けるためには、住民同士の支え合いや助け合い等、つながりを大切にする必要があると思いますか。」【1つ選択】

設問2【近所からの相談等への対応】

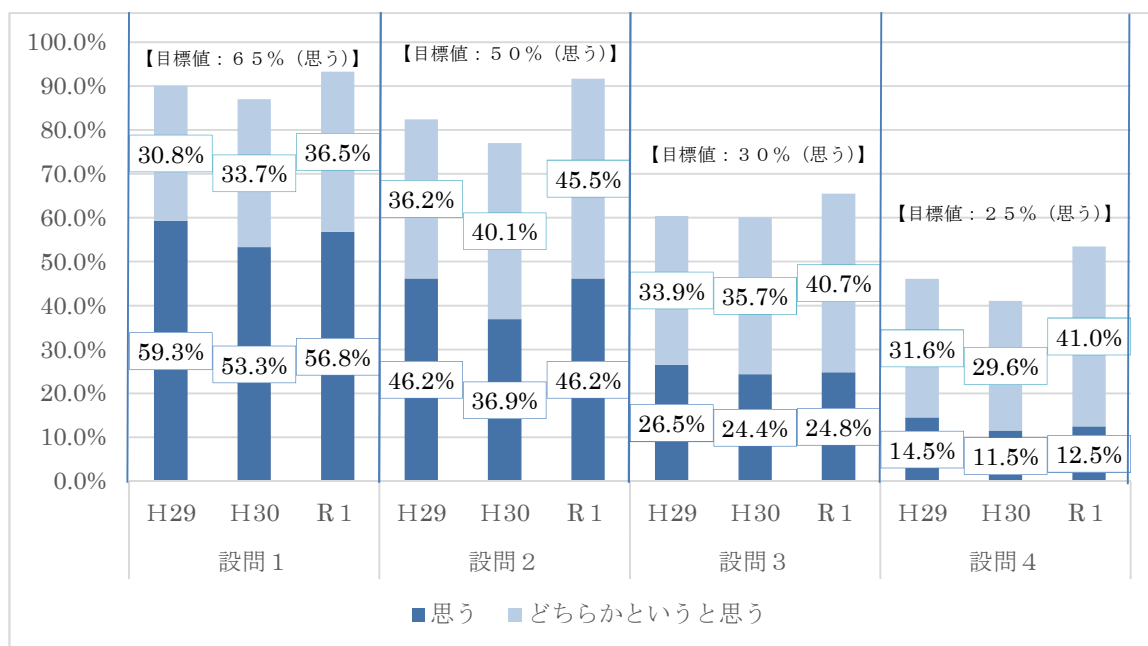
「近所から、困りごとがあるので相談に乗って欲しい、手助けして欲しいと頼まれた場合、協力すべきだと思いますか。」【1つ選択】

設問3【住民同士の気づかい】

「日頃の『あいさつ』や、近所の方の異変に気がついた際の声かけ等、住民同士の気づかいができていますか。」【1つ選択】

設問4【住民同士の交流】

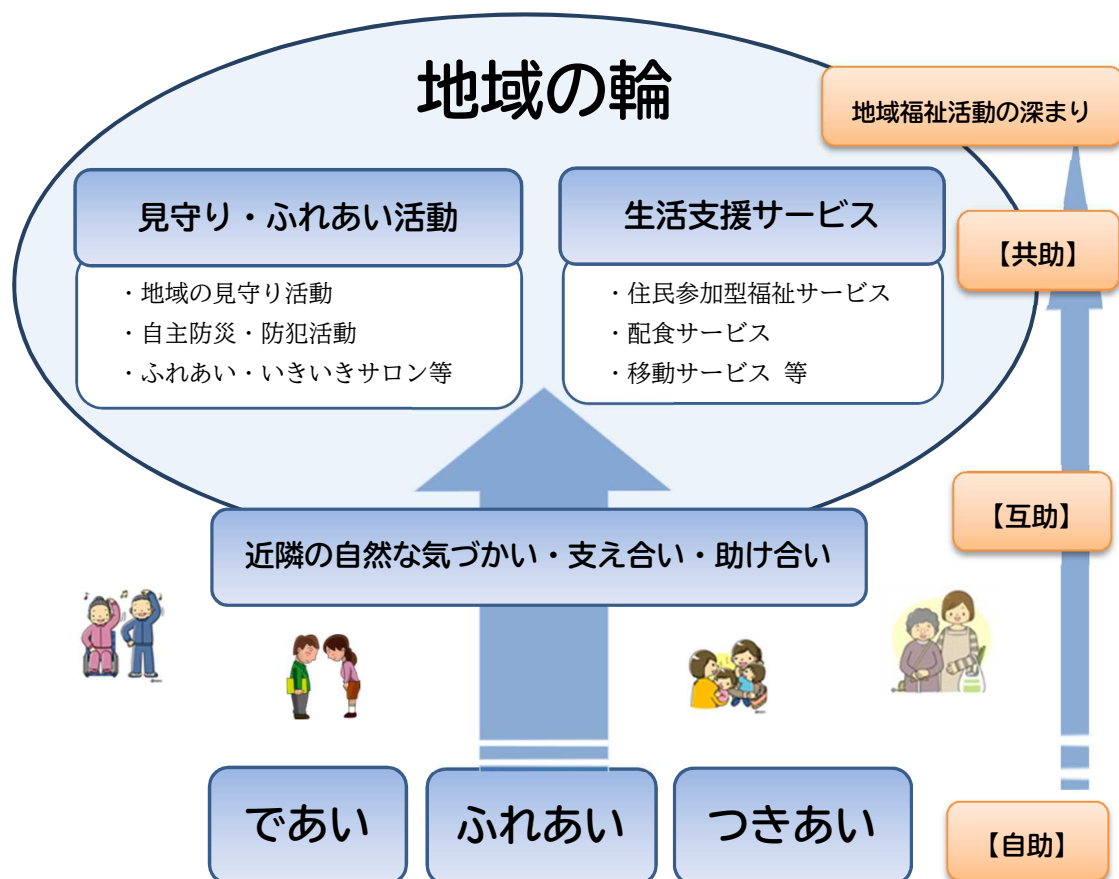
「地域行事への参加や協力等、住民同士の交流やふれあいができていますか。」【1つ選択】



目標値（成果指標）は、「思う」と回答した割合としており、現状値は各設問とも目標値に達していませんが、「思う」と「どちらかというと思う」と回答した割合を合わせると、各設問とも目標値を超えており、また、「意識」を聴いている設問1と2は8から9割を超えていることから、市民の意識の高さがうかがえます。一方で、実際の「行動」を聴いている設問3と4の回答は低くなっており、思いはあっても行動につながっていない面があります。この点、第3次計画の、地域において住民一人ひとりが「であい」、「ふれあい」、「つきあい」を大切にし、隣近所との日々のあいさつや声かけを気軽に行い、日頃からの気づかいや困ったときの支え合い、助け合い等を大切にしていける地域づくりが、引き続き、重要となります。

また、第3次計画中間報告の中にある団体アンケート調査（掲載事例の団体の方々に行ったアンケート）の結果をみると、地域福祉活動に対して、市民意識調査よりも高い割合の結果が出ているとともに、多くの方が活動に参加したことで、「自分が変わることができた」、また、「成長することができた」と思われていることから、まず、活動に携わっていただくことが、重要になります。

「であい」、「ふれあい」、「つきあい」から始まる地域の輪の形成
（第3次計画の【図3】から）



○包括的な支援体制の検討に向けて

平成 30 年度と令和元年度の市民意識調査では、包括的な支援体制の検討に向けて、以下の設問についても調査を実施しました。

設問5【相談、支援の環境等】

※令和元年度から「どちらともいえない（わからない）」の選択肢を削除（設問は具体的に記載）。

また、設問のタイトルは、令和元年度から削除。

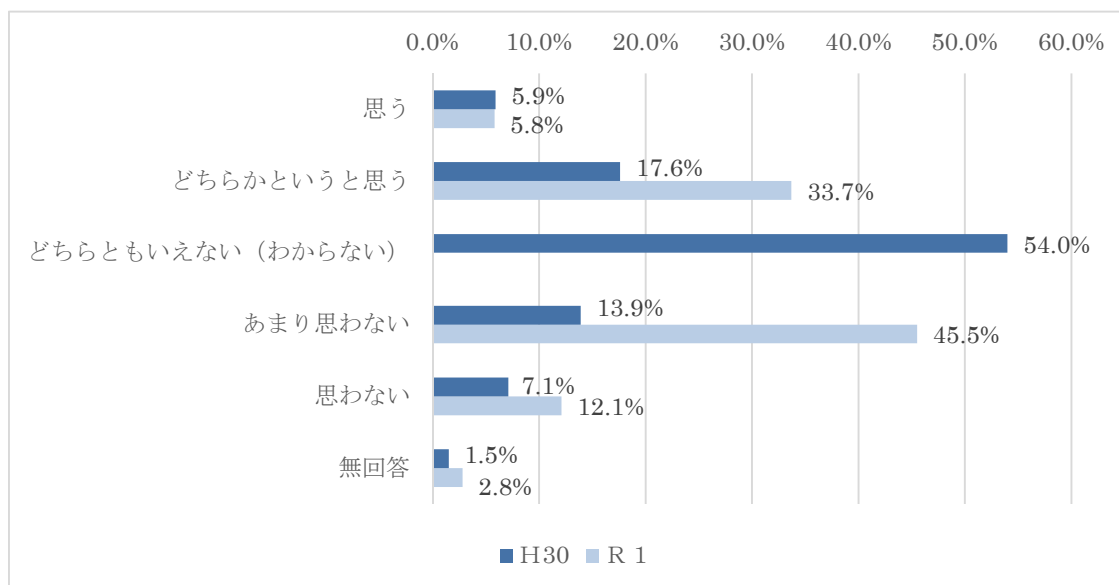
（平成 30 年度）

「困りごとがあったときに、相談できる場、支援を受けることができる体制等が市内で整備、構築されていると思いますか。」【1つ選択】

（令和元年度）

「介護、子育て、障害、病気やひきこもりなどについて、相談したいことがあったときに、相談できる場、支援を受けることができる環境等が整備されていると思いますか。」【1つ選択】

（令和元年度・平成 30 年度）



設問5の結果をみると、平成 30 年度では、「どちらともいえない（わからない）」が 54.0%と最も高い回答となりました。一方で、「どちらともいえない（わからない）」の選択肢を削除した、令和元年度は、「思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合が 39.5%、「あまり思わない」「思わない」を合わせた割合が 57.6%となっています。

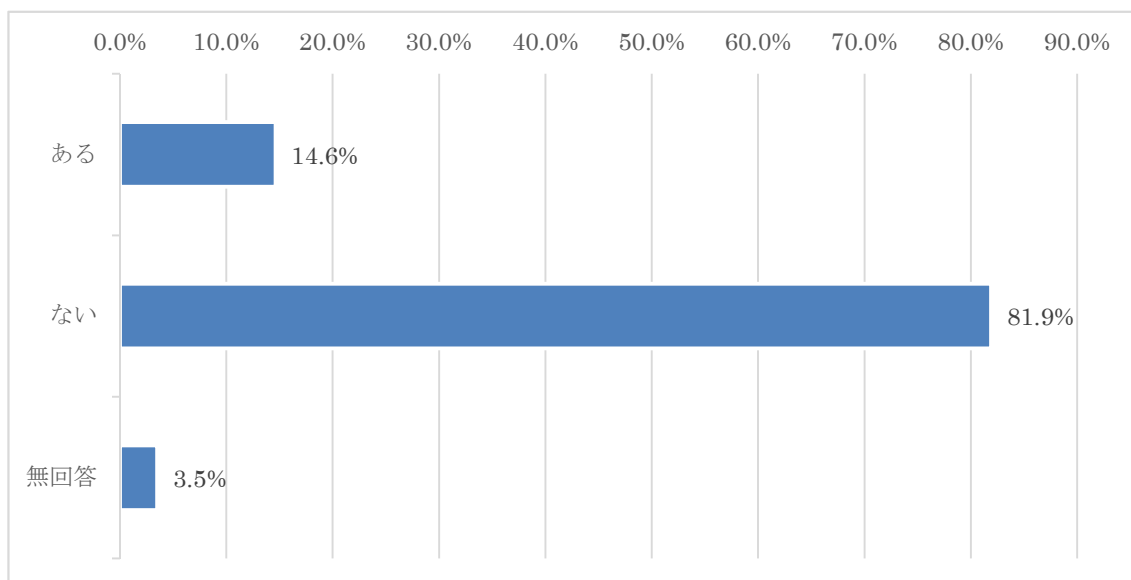
設問6

(令和元年度)

「前問に関連して、現在、相談をする、支援を受ける状況にありますか。」【1つ選択】

(※) 主な相談機関の例：地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターや生活困窮者自立支援相談窓口など

(令和元年度)



設問6の結果をみると、現在、相談、支援を受ける状況に「ある」という回答は14.6%、「ない」という回答は81.9%となっています。

佐倉市には、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターや生活困窮者自立相談支援窓口など、すでに分野ごとの相談機関があります。これらの相談機関の情報発信を充実させるとともに、各相談機関の連携を踏まえつつ、必要な個人情報を共有するための課題（個人情報保護法制等）を含め、包括的な支援体制の在り方を検討していく必要があります。



(2) 個別計画等における取組などから

基本施策②担い手の確保及び基本施策③地域の交流活動・福祉活動の推進については、個別計画等において取組を進めてきましたが、地域福祉の担い手の確保など、引き続き、取り組む必要があります。

その他、基本施策①情報の発信・啓発についても、個別計画等とともに、施策を進めました。

○個別計画等における取組

個別計画等では、佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」、障害に関する啓発・理解講座の実施、市の広報紙「こうほう佐倉」（各種特集号の発行など）、インターネットを活用した情報発信の充実や社会全体で子育てをしていく意識の啓発（「佐倉市 子育て支援ガイドブック」の配布）などを行っていますが、より積極的な広報活動が必要となります。

○地域福祉活動事例調査

第3次計画に掲載した事例に加えて、市内の活動事例調査を実施する中で、計画の周知、普及を行いました。また、推進委員会の委員が同行するかたちで事例調査を行い、推進委員会で議論することで、地域福祉についての議論を深めました（資料1：「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」・資料2：「第3次計画中間報告」（平成30年3月）（抜粋）参照）。

また、ホームページ及び市の広報紙「こうほう佐倉」において、活動事例の紹介を行いました。しかし、この点については、広報媒体、また、広報効果という観点から、紹介をした効果がどの程度あるのかという点について、推進委員会で意見をいただいています。

○団体活動の運営（事例調査結果から）

情報の発信・啓発については、今まで地域福祉活動に携わったことがない方に、携わるきっかけにしようという面とともに、現在、活動に携わっている方や団体に、その活動を充実・継続させていくという面も重要になります。

例えば、第3次計画及び第3次計画中間報告に掲載した活動事例について、「その後」の活動の輪の広がりを調査しましたが、その中で、「支える側」の高齢化、後継者不足という問題がありました（資料1：「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」・資料2：「第3次計画中間報告」（平成30年3月）（抜粋）参照）。

この点、ある団体では、役員を毎年ローテーションにすることで、ベテランの人から新しい人にうまく活動がつながっています。このような事例

の情報発信をするなど、活動の継続性という点で、団体活動の運営支援も重要になります。

○住民参加の促進

また、推進委員会から、第3次計画に関する事例紹介は、やってみようと思ってもらえる内容だったが、その先、やってみたいと思ったときに、具体的にどうしたらいいかまでの記載がないという意見がありました。

今後、活動方法の情報発信などを検討することが求められます。例えば、子ども食堂（地域食堂）の情報発信をするのであれば、1つではなく、市内各地区の情報発信もする方法があります。

3 住民、地域と行政の役割（自助、互助・共助、公助）

地域福祉の推進は、行政だけでも、住民だけでも、地域だけでも、また、社会福祉協議会や各法人・団体だけでも、できるものではありません。

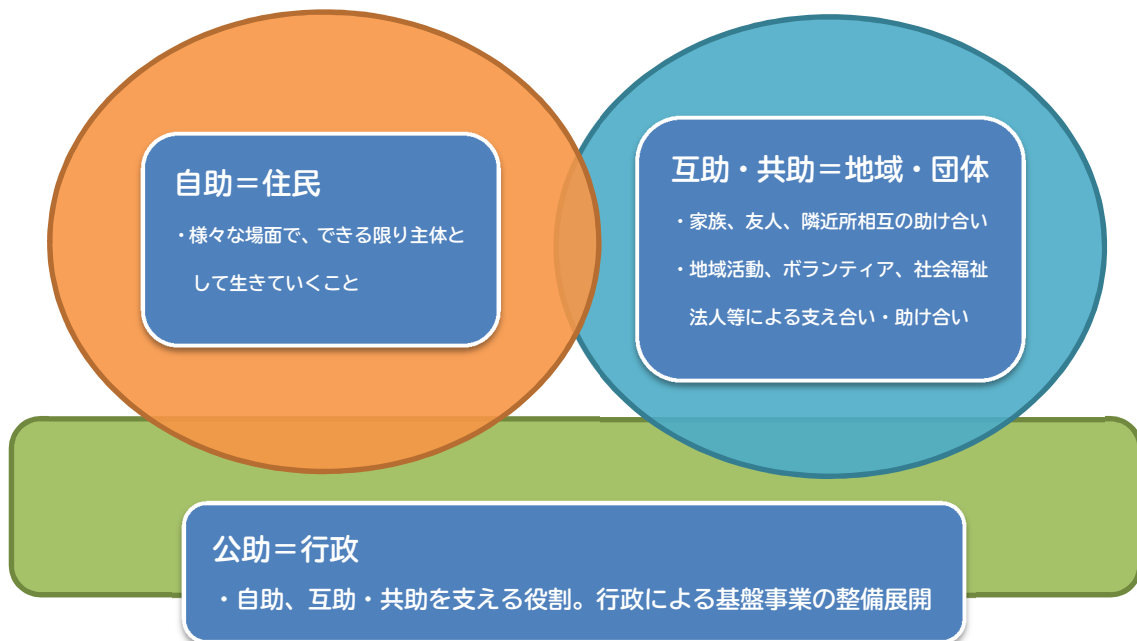
それぞれの役割を整理したうえで、それぞれが十分な力を発揮できるようにするとともに、連携を進め、一体となって地域づくりを行うことが重要です。

また、誰もが声を上げられるような環境づくり、誰一人として取り残さない社会づくりが求められます。必要なときに支援を求めることができるよう、近所でも、支援関係機関でも、日頃から関わる人や場所を持つことも大切ですが、何かあったときに困っている人の声を受け止めることができる環境づくりが重要です。例えば、1人暮らしの高齢者などの見守り活動があります。

さらに、複合的な課題を抱えている世帯もあります。この場合、1つの機関では課題が解決しないことが想定されます。このような場合でも、課題が漏れることのないように、支援関係機関の連携を強めて、課題を発見、吸い上げることが求められます。そのためにも、何が課題になっているかを把握・整理することが重要です。

「自助、互助・共助、公助」については、それぞれが機能することで、地域福祉が推進するといえます。「自助」は、自らの健康は自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていく。「公助」は、行政による基盤整備を行うなど、「自助」と「公助」が機能したうえで、「互助・共助」が中心的な役割を果たし、住民、地域と行政が一体となることで、地域共生社会の実現に資するといえます。

【図】 自助、互助・共助、公助のイメージ



自助、互助、共助、公助とは？

- ◆ 推進委員会が平成 26 年 2 月に市長に提出した「第 3 次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」（平成 26 年 1 月）では、以下のように定義しています。

「自助」：生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていくこと。

「互助」：当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手をさしのべることで家族や友人、近隣者が自発的に関わる助け合いのこと。

「共助」：地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いのこと。最近では、ボランティア、NPO 法人などによるインフォーマルサポートも該当する。

「公助」：市民の基礎的な生活を支える社会保障制度。生活保護や年金・保険制度など。

※ 地域包括ケアシステムでは、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスは、「共助」とされています。

第3章

計画の基本的な考え方

この章では、第2章で示した地域の現状を踏まえて、佐倉市における地域福祉推進のための基本理念・基本目標を提示します。

1 基本理念

第3次計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の3つの地域像を目指しました。

そして、事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいる中、「互いに支え合う地域」については一定の活動の広がり認められます。「一人ひとりを認め合える地域」と「ふれあい・交流のある地域」については更なる取組が必要となりますが、この3つの地域像については、改正法の大きな趣旨である、「地域共生社会の実現」に向けても、その基礎となるものであるといえます。

そこで、第3次計画の3つの地域像を承継しながら、以下を基本理念とします（それぞれ、共生意識・互助意識・参加意識を基礎とし、共生意識から互助意識へ、互助意識から参加意識へとつながるものになります）。

基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」
・「ふれあい・交流のある地域」から～

年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」や上記の「一人ひとりを認め合える地域」の考え方から、まず、一人ひとりの個性を尊重し、自分とは異なる他者を理解することなどが重要です。

そして、多くの人々が、人と人との関係を大切に支え合う暮らしの中で、活気あふれた幸せな毎日を送ることができる、また、一人ひとりの違いや個性を認め合いながら、誰もが役割を持ち、活躍できる、安心して暮らしていくことのできる、お互いさまの地域づくりを目指します。

2 基本目標（これから目指す地域のために）

第3次計画では、3つの地域像の実現のために、3つの基本施策を進めました（第2章の2参照）、第4次計画では、基本理念の実現のために、次の4つの基本目標ごとに施策を進めます。公助の側面については、個別計画等の中で、福祉サービスなどの取組を定めています。

第4次計画では、基本目標1と2は、公助にあたる部分、基本目標3と4は互助・共助にあたる部分となりますが、住民、地域と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

改正法による、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するための、包括的な支援体制の整備の推進については、市町村の努力義務とされていることから、市として各相談機関と連携などを取りながら、検討していきます。

基本目標（これから目指す地域のために）

1. 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します
2. 福祉サービスの利用を促進します
3. 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します
4. 住民参加をさらに促進し、充実します

3つの地域像

- 「一人ひとりを認め合える地域」：多くの人々が、一人ひとりの個性を尊重し、自分とは異なる他者を理解し、異なるものを排除せず、気づき・気づかいを大切にする地域（共生意識）。
- 「互いに支え合う地域」：多くの人々が、人と人との関係を大切にし、支え合い、助け合いのある暮らしの中に、日々の幸福を見出すことが出来る地域（互助意識）。
- 「ふれあい・交流のある地域」：多くの人々が、様々な地域活動に参加し、近隣の人々とふれあい、交流するなど、活気にあふれた毎日を送ることができる地域（参加意識）。

第4章

取組の展開

第3章で示した、基本理念を実現するために、法に定める計画記載事項との整合を図りながら、基本目標ごとに施策を進めていきます。なお、包括的な支援体制の整備に関する事項については、基本目標1の中で位置づけます。

基本理念

一人ひとりがともに生き、互いに支え合う地域から
「一人ひとりを認め合える地域」「互いに支え合う地域」「ふれあい・交流のある地域」から

基本目標（これから目指す地域のために）

基本目標1

各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

- 地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討
- 各福祉分野の連携、庁内連携の強化
- 地域包括ケアシステムの構築、推進
- 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークによる連携
- 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
- 相談支援体制の確保・周知・連携 ○地域の連携体制

基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談支援体制の確保・周知・連携、
支援関係機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、
避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援など
- 市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行
 - ホームページなどによる情報発信 など

基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

- 佐倉市社会福祉協議会（市社協）
- 更生保護活動（「社会を明るくする運動」など）
- 自治会・町内会・区や地区社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」など
- 寄附や募金等の取組

基本目標4

住民参加をさらに促進し、充実します

- 地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発
- 地域福祉フォーラムの開催 ○担い手養成研修の開催
- 障害について学ぶ市民講座の開催
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- 福祉教育の推進（小・中学校、市社協、市民カレッジなど）
- 世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり
- 高齢者団体、障害者団体、子どもに関する団体など
- ボランティア団体、ボランティアセンター、
市民公益活動サポートセンター
- 地域福祉センター

1 基本目標 1

各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

市では、地域包括ケアシステム、各分野の相談支援体制の確保・周知・連携などに取り組んでいます。

地域共生社会の実現が求められる中、各福祉分野の連携、庁内連携や地域の連携体制などが求められます。また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、障害者への差別解消に向けた取組なども必要です。

そして、誰もが声を上げられるような環境づくり、誰一人として取り残さない社会づくり、課題が漏れることのないように、課題を発見、吸い上げることなども求められます。

地域力強化や包括的な支援体制の整備に向けて、各福祉分野の取組・連携、更なる庁内連携を進めながら、検討を進めていきます。

○地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討

法第 106 条の 3 第 1 項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）の 3 つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村に求めています。

また、国の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」においては、令和元年 12 月 26 日に最終とりまとめが公表されました。ここでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の 3 点などが示されました（※）。

このような国の動きを注視し、既存の地域の連携体制や相談支援体制を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の検討を行います。

※ 改正法の附則では、公布後 3 年（令和 2 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

○各福祉分野の連携、庁内連携の強化

各福祉分野で、相談支援体制など、取組を進め、個別のケースなどで連携を取っていますが、地域共生社会の実現に向けて、より連携を深めていきます。

○地域包括ケアシステムの構築、推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるためには、安心して暮らすための住環境を拠点に、生きがい、介護予防、生活支援、医療、介護を包括的に支援やサービス提供できるような体制である「地域包括ケアシステム」の構築・推進・深化が課題となります。

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように（支援）することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（重度化防止）を理念としています。

この自立支援と重度化防止の取組として、市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの機能強化等を、高齢者福祉・介護計画に基づき、進めます。

また、単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるため、市民一人ひとりが認知症を理解するとともに、地域で見守り助け合う仕組みをつくることも重要です。限りある地域資源の中で、地域包括ケアシステムを効果的に実現していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的な視点として、施策を進めていきます。

○佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークによる連携

このネットワークは、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するためのもので、3つの各ネットワーク（※）で構成しています。市として、個人情報保護に配慮し、児童、高齢者、障害者やDVなどの問題について、各虐待防止ネットワークで相互に連携、協力を図りながら、取り組みます。

※佐倉市児童虐待防止ネットワーク
佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク
佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

○佐倉市障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法に基づき、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会において、障害を理由とする差別を解消するため、以下の取組を行います。

- ・障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有

- ・ 障害者及びその家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議
- ・ 上記の協議の結果、障害者虐待と関連があると認められる場合に、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議と連携して協議
- ・ 佐倉市障害者総合支援協議会（障害者総合支援法に基づく、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議）と協力し、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動 など

※構成員：成田公共職業安定所、千葉県印旛健康福祉センター、市人事課、市自治人権推進課、市教育センター、佐倉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、佐倉市障害者総合支援協議会、佐倉市商工会議所、市内の公共交通機関関係者、法曹関係者と市内の障害者団体

○相談支援体制の確保・周知・連携

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室や生活困窮者自立相談支援窓口など、各分野の相談支援体制があります。包括的な支援体制の検討を踏まえながら、相談支援体制の確保・周知・連携に取り組んでいきます。

※連絡先などはこうほう佐倉に掲載。

相談機関・場所	概 要
地域包括支援センター ①志津北部 ②志津南部 ③臼井・千代田 ④佐倉 ⑤南部	地域包括支援センターは、平成 18 年からの介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設しました。 平成 18 年 4 月から市直営で運営し、平成 21 年 4 月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを、各 1 カ所（計 5 カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、様々な業務に取り組めます。

障害者相談支援事業所 ①障害者生活支援センター アシスト（基幹型） ②地域生活支援センター レインボー（基幹型） ③相談支援事業所 きらり ④相談支援事業所 こもれびさくら	障害者総合支援法に規定する「基幹型相談支援センター」2カ所に加え、相談支援事業所2カ所を整備し、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する市町村の行う業務を委託し、その利便性の向上を図っています。
子育てコンシェルジュ	子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行います（平成26年10月より子育てコンシェルジュを佐倉市役所子育て支援課の窓口及び社会福祉法人1施設に配置）。
子育て世代包括支援センター ①佐倉市役所子育て支援課 ②健康管理センター ③西部保健センター ④南部保健センター ⑤志津北部地域 子育て世代包括支援センター	平成28年4月より、子育て世代包括支援センター（子育てに関する総合相談窓口）を市内4カ所で開設しました。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行います。 また、地域に偏在なく設置することが望ましいことから、平成30年11月26日に志津北部地域子育て世代包括支援センターを開設し、市内5カ所で、保健師や保育士が妊娠期から出産・子育て期のころやからだに関する様々な相談に対応します。
家庭児童相談室	家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室において、家庭における適正な児童（18歳未満）の養育その他家庭児童福祉の向上を図ります。 （1）家庭における児童の養育についての相談に関すること。 （2）児童虐待防止に関すること。 （3）家庭児童の訪問指導に関すること。 （4）その他家庭児童の福祉に関すること。
生活困窮者自立相談支援窓口 （暮らしと仕事の相談窓口）	生活困窮者に対する自立促進のための相談支援、就労支援等の事業を実施します。 生活困窮者の課題は多様で複合的であることも多いので、その状況により包括的かつ継続的な相談支援等により、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援します。 ◆就労準備・訓練支援 職場実習などにより、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行います。 ◆家計改善支援

生活困窮者自立相談支援窓口 (暮らしと仕事の相談窓口)

家計収支の改善や管理方法、債務整理などの支援を行います。

◆学習支援

困窮世帯などの子どもの学習支援を、ボランティア団体と連携して行います。

◆公的支援

関係各課との庁内連携やハローワークによる就労支援など、各種支援制度の活用。

◆準公的支援

市社協による各種貸付など、その他の支援制度の活用。

※住宅確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

○地域の連携体制

～地域ケア会議～

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものです。

すでに各地域包括支援センターなどで実施されている会議をベースとし、地域ケア会議の在り方や体系を整理、検討し、市全体の地域課題の解決や社会基盤の整備に向け、更なる充実を図ることができるよう、推進します。

- ・ 個別のケア会議（各種ケース会議等）の活用など
- ・ 各地域包括支援センターの連携
- ・ 市及び各地域包括支援センターによる協議体の設置
- ・ 地域包括支援センター運営協議会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会）の協力

～圏域ネットワーク会議（市社協）～

圏域ネットワーク会議は、佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）の推進にあたり、市社協及び地区社協が、地域の関係団体と連携し、きめ細かな地域福祉推進を図るために、日常生活圏域内の地区社協及び地域の関係団体が定期的に集まり、市社協及び地区社協の事業計画進捗状況の把握と計画の推進により顕在化した個別課題に対する地域連携を構築する機会として実施するものです。

関係団体の行事等の周知及び団体ごとの課題等を出し合い、それに対する意見交換などを行います。

圏域とは？

◆ 圏域について、佐倉市高齢者福祉・介護計画では、市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成するとしています（志津北部圏域、志津南部圏域、臼井・千代田圏域、佐倉圏域、根郷・和田・弥富圏域）。

また、障害福祉計画では、相談支援体制は、高齢者支援における日常生活圏域を単位に整備することとしています。

市社協の策定している、ともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）では、地区社協圏域・日常生活圏域・基本福祉圏域の3層の地域福祉推進圏域を設定し、3層圏域の役割を活かして、個別課題に地域全体で取り組んでいます。

～子どもに対する学習支援～

生活困窮者自立支援事業において、地域資源の活用やネットワーク化の推進を図る中で、子どもの居場所づくりを含む学習支援を一体的に実施します。相談者の希望に基づき、子どもの学習支援活動を、また、学習支援協力団体の学習支援活動につなげて、学習支援を実施します。

また、学習支援協力団体を支援するために、人材バンクや教材バンクなどの整備を行い、学習支援協力団体と連携を図り、団体の育成などを行います。

学習支援事業の概要

◆ 生活困窮相談や関係各課、機関、地域からの情報により、学習支援の必要がある子どもを把握した際には、相談者同意の上、市内で生活に困窮する子どもの学習支援活動を実施し、生活困窮者自立支援事業に協力する意思がある団体（以下「学習支援協力団体」とする。）に依頼して、学習支援を実施しています（ひとり親家庭、経済的な困窮状況や家庭等の理由で学習支援の必要がある場合に学習支援協力団体を紹介し、登録を希望した場合には関係者間で協議の上、学習支援を実施しています。※ほとんどの団体は、厳密な生活困窮の要件がなくとも希望すれば参加が可能）。

また、学習支援団体を支援するために、人材バンク（指導ボランティアの確保）や教材バンク（指導者への教材の貸出用）などの整備を行い、学習支援団体と連携を図り、団体の育成を行っていきます。

- イルカの会（ボランティア団体）【佐倉、志津地区】
- ねっこの会（ボランティア団体）【根郷地区】
- ほっと・すぱーす・わかば（ボランティア団体）【千代田地区】
- ほっとすぱーす・つき（NPO法人）【臼井地区】
- 青い鳥の会（ボランティア団体）【志津地区】
- しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）【志津地区】

※令和2年3月31日現在

主な参加者は、各地区の民生委員・児童委員やボランティアの一般市民が活動しています。基本的には、小・中学生の基礎学習支援です。



イルカの会



青い鳥の会

子ども食堂（地域食堂）

- ◆ 地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。）が、各地で開設されています。

- こども食堂 つき（ほっとすぺーす・つき）【臼井地区】
 - ねっこ食堂（ねっこの会）【根郷地区】
 - おひさまカフェ（志津地区社会福祉協議会）【志津地区】
 - 夕焼けごはん（江原台おひさま食堂）【臼井地区】
 - キッズハウスれんげ（れんげ＆ラッキーハウス）【佐倉地区】
 - 地域食堂 ともいき（社会福祉法人 愛光）【根郷地区】
 - ふれあい食堂（NPO法人 せんなり村）【佐倉地区】
 - 子ども食堂 芽ぶき（子ども食堂 芽ぶき）【志津地区】
- ※令和元年9月30日現在

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

佐倉市では、令和元年度に、市社協が呼びかけて、市内で活動する子ども食堂（地域食堂）のネットワーク、「～ごはんにつながる仲間たち～さくらあったか食堂ネットワーク」が立ち上がりました。



ねっこ食堂

2 基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

介護、子育て、障害や病気などにより、日常の生活が困難になることがあります。自分らしく自立した生活を送るために、福祉サービスの利用を促進し、必要な支援を提供する必要があります。

基本目標1の各福祉分野の取組、連携の強化を踏まえ、個別計画等での取組を進めます（第1章の中の「佐倉市の個別計画」参照）。福祉サービスの利用に関する情報提供、相談支援体制の確保・周知・連携（基本目標1「各福祉分野の取組を進め、連携を強化します」参照）、支援関係機関間の連携、利用者の適切なサービスの確保・利用者の権利擁護、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援などを推進します。

○市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行

- ・子育て支援特集号 ・佐倉市健康カレンダー
- ・はつらつ健康・福祉特集号 ・障害福祉特集号

○ホームページなどによる情報発信

- ・佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」
- ・高齢者を支える地域資源ブック
- ・障がい児・者福祉サービスガイドブック
～地域の中で安心して暮らすために～
- ・佐倉市 子育て支援ガイドブック など



佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」

- ◆ 生活支援コーディネーターが把握した、買い物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援する「家事サービス」、住民やNPO団体等様々な主体による「交流の場・通いの場」などの情報を厚生労働省が運営・管理する「介護事業所・生活関連情報検索システム」にまとめて掲載している情報の一部を、紙面にしたりリストをホームページに掲載しています（令和元年9月1日現在：298 サービス）。

障がい児・者福祉サービスガイドブック ～地域の中で安心して暮らすために～

- ◆ 佐倉市内には障がい児・者のための事業所、施設、行政機関などがたくさんありますが、それを1冊にまとめたものになります。内容は単なる事業所紹介だけでなく、佐倉市で行っているいろいろな福祉サービス事業の内容説明、当事者の会・家族会の紹介があるなど盛りだくさんの内容となっています。市民、関係機関、団体などの皆さんがこの福祉サービスガイドブックを活用して、障がいのある方も、ない方もともにこの佐倉市で安心して、生き生きと暮らしていくことができるように、ホームページに公開しています。利用に際しての承諾は必要ありませんので、様々な場面でご活用ください。

3 基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

様々な場面で、できる限り主体として生きていくという「自助」と市民の生活を支える社会保障制度である「公助」も重要ですが、家族、友人、隣近所相互の助け合いである「互助」と地域活動、ボランティア、社会福祉法人等による支え合い・助け合いである「共助」も重要です。

基本目標4「住民参加をさらに促進し、充実します」の住民の自発的な取組と、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人など、各種団体の組織的な取組があります。

地域福祉推進のためには、住民の互いに支え合うという意識とともに、各種団体の組織による活動も重要になります。また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」や企業の社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility）・例えば、生活困窮者自立支援事業における職場実習の受入れ、障害者雇用、ひとり親家庭の支援や企業内保育）など、地域における役割も重要となってきています。

社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人など、各種団体の福祉活動の支援の取組を進めます。

○佐倉市社会福祉協議会（市社協）

地区社協活動の支援、善意銀行や法人後見事業による生活支援・権利擁護支援、ボランティアセンターの運営など、市社協による地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されることによって、市民参加を含めた地域福祉の充実、向上が図られることから、市社協が策定している、地域福祉活動計画とも連携しながら、地域住民相互の支え合いによる地域福祉の推進体制づくりを進めます。

○更生保護活動（「社会を明るくする運動（※）」など）

保護司会や更生保護女性会等と連携して、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年健全育成、更生保護活動を通じて地域福祉の増進を図ります。

千葉県で作成を進めている、再犯防止推進計画の動きを踏まえながら、再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行います。

※「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

○自治会・町内会・区や地区社会福祉協議会

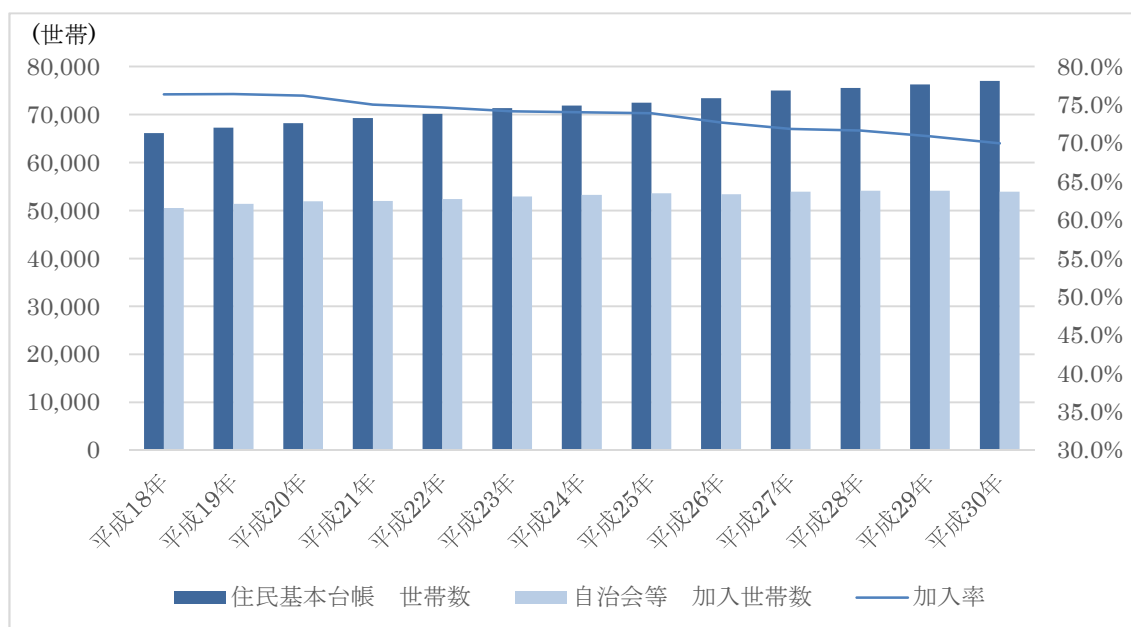
～自治会等～

市では、自治会等と市（行政）との関係について、自立した自治会等と行政との団体相互の関係であると認識しています。自治会等は市の下部組織ではありません。市民と行政がお互いを尊重し相互に自立した関係を築くことで、地域の実情に即し、協力して各種の活動を行うことができると思います。

自治会等において自主的に取り組まれている環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについては、住民自治の活動であり、市としても推進すべきものであるため、これらの活動を交付金などの助成により側面から支援します。

（参考）自治会等加入世帯数・加入率の推移

市の人口が高齢化等により減少傾向にある一方で、単身世帯や世帯分離等により世帯数は増加が急激に進んでいます。そのため自治会等加入率は年々低下しているように見えるものの、自治会等の加入世帯数は実際には微増しています。



【出典】社会福祉課作成（自治人権推進課のデータから）

様々な取組

- ◆ 自治会等の中には、社会福祉法人による地域における公益的な取組の一環として、車両と運転手の無償の提供を受け、買い物支援を始めたところがあります。

また、高齢者等の見守り・生活支援等に関する取組について、ふれあいサービスを始めようとしているところや学童見守りパトロール活動を組織化して行っているところがあります。

佐倉わくわく体操会

- ◆ 年齢を重ねても、住み慣れた地域で自立した生活を維持できるようにするため、元気なうちから要介護状態に陥らないよう「介護予防」の知識を広め、地域の皆さんが自主的・継続的に介護予防に取り組む「通いの場」を増やしていく必要があります。

平成27年度から取り組み始めた各地域の佐倉わくわく体操会は現在44団体が取り組んでいます（平成31年3月現在）。

重りを腕や足につけて、ゆっくりと動かす体操です。週1回程度、地域の集会所などに集まり体操を行うことで、誰でも無理なく筋力、体力アップが可能です（体だけでなく、お口の体操も含めて3種類あります）。①佐倉ふるさと体操。②佐倉歯ッピー体操。③佐倉わくわく体操。

自治会等においても、この体操会の取組が行われています（詳しくは、佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」をご覧ください）。



～地区社会福祉協議会（地区社協）～

佐倉市には14の地区社協が設置されています。

①目的

「地区社協」は住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。そこに住むすべてのひとが安心して暮らせるまちづくりを、住民が主体となって、知恵と力を出し合い地域ぐるみで推進します。

その中でも、援助が必要な人々、高齢者や障がい者、子どもたちが地域社会の一員として尊重され、暮らしやすい地域社会を実現していくことが重要です。

それぞれの地区の特性に応じて福祉委員が中心となって住民と共に地域福祉活動を推進しています。

※福祉委員

各地域の自治会等を代表する者、民生委員・児童委員のほか、市社協において福祉協力者として認められる者で、会長が委嘱した者をもって福祉委員とし、地区社協の運営にあたるものとされています。

②各地区社会福祉協議会

(佐倉圏域) 佐倉城の辺・佐倉東部・内郷

(臼井・千代田圏域) 臼井・うすい東・王子台・千代田

(志津北部圏域・志津南部圏域) 志津・ユーカリが丘・志津南・西志津

(南部圏域) 根郷・和田・弥富

③活動内容

地域の様々な組織、団体、個人等の相互の協力と役割分担により、主に次のような活動に取り組んでいます。

- 支えあい活動 ○在宅福祉活動 ○地域交流活動
- 広報・啓発活動 ○関係団体による福祉活動への協力
- 地区社協の組織・運営体制や基盤を強化する活動
- 地区社協相互間の協力・連携、市社協との協力・連携

④地区社協と市社協との関係

地区内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。

また、1つの地区で対応、解決できない福祉課題あるいは各地区が共通して抱える福祉課題は、全市的な福祉課題、ニーズとして、市社協が地区社協と協力してこれに当たることになります。

支えあいサービス事業

- ◆ とともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）の重点目標である「支えあい活動」について、日常生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者等の生活を支えていくために、市内14地区社協のうち、12地区社協で支えあいサービスを行っています（部屋の掃除、ゴミ出し、庭の草取り、買い物など）。

○民生委員・児童委員活動の支援

地域福祉の担い手として、地域福祉活動・福祉団体活動の重要な役割を果たしている民生委員・児童委員とその活動を支援することで、地域福祉の充実を図ります。

民生委員・児童委員の交替等に伴い、地域福祉を担う民生委員に適した人材を補充することにより、地域福祉の充実・向上を図ります。また、民生委員・児童委員の負担軽減とともに、地域住民に対する支援、ひいては、きめ細かい福祉サービスの提供を可能にするため、担い手の確保や支援に努めます。

○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」など

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を中心に、各種団体の活動が推進されるように、検討します。

また、地域共生社会の実現に向けて、民間企業やNPO法人の役割も重要になります。例えば、雇用の場、福祉サービス利用の場として、また、企業の社会的責任（CSR）という観点などから、地域の活動に寄附など様々なかたちで活動をしてもらうことが考えられます。今後、地域貢献として関わっていただくために、関係の在り方について検討します。

○寄附や募金等の取組

皆様からの寄附（ふるさと納税など）を受け入れ、これを財源とする各種事業（保健福祉の増進に関する事業など）を実施することにより、皆様の“佐倉”への「想い」を実現するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力あるまちづくりを進めます。

また、佐倉市では、市社協が窓口となり、「千葉県共同募金会佐倉市支会」として、毎年10月1日より「赤い羽根共同募金運動」を、12月1日より「歳末たすけあい募金運動」を行うなどの活動を展開しています。

運営は、共同募金会という民間の団体（社会福祉法人）によって都道府県を単位として行っており、市社協は、千葉県共同募金会の佐倉市支会として活動しています。

ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度）

- ◆ 寄附に当たっては、保健福祉の増進や豊かなみどりの維持保全、学校教育の振興など 11 のメニューから、その使いみちを指定していただくことができます。

※ 国の策定ガイドラインでは、地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進が取り組むべき事項の例として示されています。

赤い羽根共同募金について

- ◆ 赤い羽根をシンボルとした「赤い羽根共同募金」は、毎年10月1日～翌3月31日を運動期間として実施しています。赤い羽根共同募金は、地域の多様な社会福祉活動を積極的に支援しています。

赤い羽根共同募金は、「社会福祉法」という法律に基づき、地域の実情に合わせた社会福祉を進めるため、事前に使いみちや集める額を定める「計画募金」です。

赤い羽根共同募金でお預かりした募金は、約7割をボランティアや地区社協の活動支援といった市社協の事業へ、約3割を千葉県内の社会福祉施設や NPO 活動支援、各種相談窓口、災害時の準備金として活用されています。

歳末たすけあい募金について

- ◆ 「歳末たすけあい募金」は、共同募金運動の一環として、毎年12月1日～12月31日までを運動期間として実施しています。

「歳末たすけあい募金」でお預かりした募金は、全額を佐倉市内の歳末期に支援の必要な世帯（生活保護世帯を除く）への支援金と、生活に困難を抱えている方（世帯）を支援している団体への助成金に活用されています。



4 基本目標 4

住民参加をさらに促進し、充実します

住民参加の促進については、第3次計画（3つの地域像）において中心的に取り組みました。この点、市民意識調査の結果から、市民の意識の高さがかがえます。

「一人ひとりを認め合える地域」として、高齢者、障害者や外国人の増加、価値観の多様化などにより、様々な人が共存する社会の中、できるだけ多くの人が一人ひとりの違いや個性を認め合える意識（共生意識）を持つこと。また、「互いに支え合う地域」として、近隣との支え合いや助け合いを大切にし、困ったときはお互いさまの精神を大切にする意識（互助意識）。さらに、「ふれあい・交流のある地域」として、様々な地域活動に積極的に参加しようという意識（参加意識）が向上され、住民、地域と行政が一体となって地域づくりを行うようにするため、情報の発信・啓発や地域福祉の担い手の確保など、住民参加をさらに促進し、充実します。

○地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発

地域福祉活動への住民参加の促進、団体活動の継続発展につながる情報の発信・啓発に努めます（資料1：「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」・資料2：「第3次計画中間報告」（平成30年3月）（抜粋）参照）。

○地域福祉フォーラムの開催

佐倉市の「佐倉市地域福祉計画」及び市社協の「佐倉市地域福祉活動計画」の共通目標である、地域福祉の推進、地域住民による支えあい、助けあいの促進に向けて、地域で様々な団体、個人が活動している事例を紹介し、地域福祉活動への意識啓発を促すことを目的として、2年に1回、市社協と地域福祉フォーラムを開催します。

○担い手養成研修の開催

助け合い活動を始めてみたいと思っている方や興味・関心のある方を対象として、地域における助け合い活動の理解を深める担い手を養成するための講座を開催します。

○障害について学ぶ市民講座の開催

障害者の自立と社会参加を促進し、障害者に対する理解と認識を深めるため、権利擁護、生活支援、就労、精神、療育と多岐にわたる市民講座や障害者作品展等を開催します。障害者週間等を活用するなど、全ての人に障害や福祉に関する理解と認識を深める啓発活動を推進します。

○ファミリーサポートセンター事業の実施

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てすることを支援します。

※佐倉市ファミリーサポートセンター

子どもをもつ全ての方が安心して、子育てをできる環境を目指し、育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、相互援助活動をサポートします。

○福祉教育の推進（小・中学校、市社協、市民カレッジなど）

～福祉に関する学習機会の確保や啓発活動の推進～

市民に対して福祉に関する認識を深めてもらうため、施策を推進し、福祉意識の高揚を図ります。

①福祉に関する学習機会の提供

佐倉市民カレッジなど生涯学習の場である公民館活動等で、福祉に関する学習機会を提供します。

また、市内小・中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動を通して、福祉に関する学習活動を実施します。

市社協は、福祉教育の相談、コーディネートなどを行い、福祉教育が実践されるよう取り組みます。

②啓発活動の推進

市の広報紙「こうほう佐倉」やホームページ、ケーブルテレビ等の広報番組、公民館だより等への掲載、生涯学習活動における展示・発表等を活用し、市民に対する福祉意識の啓発活動を推進します。

～福祉教育の充実～

知的障害者や精神障害、発達障害、高次機能障害、難病等様々な障害についての理解を深める福祉教育について研究していきます。

○世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり

高齢者の経験や知識を学校教育や地域活動の中で生かすため、機会や場を創出し、継続して世代間交流が活発化するような各種事業を推進します。

学校教育においては、戦争体験、農業体験、農業の体験学習、伝承遊び、郷土の祭りなど、高齢者の体験や代々培われてきた暮らしの知恵など、高齢者の経験や知識を活用し、次世代に伝えていく活動を推進します。

また、児童センター、老幼の館、保育園などにおいて、地域コミュニティ活動の場を提供し、遊びや各種行事を通じて、子どもとその保護者等と高齢者が場を共にすることで、ふれあいと交流を深める世代間交流の活動を活発化させます。

障害の分野では、障害児・者がそれぞれの地域で安心して生き生きと暮らすことができるように、当事者の会・家族会の活動、ユニバーサル農業・福祉さくら販売会の開催や佐倉アグリフェスタ、社会福祉法人によるお祭りなどの交流事業の実施により、地域の中で理解を深める啓発活動を推進します。

○高齢者団体、障害者団体、子どもに関する団体など

～高齢者クラブの活動支援～

高齢者クラブは、市内在住のおおむね 60 歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。町内会ごとなど地域で結成されている単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に相互の連絡、育成指導などを行う、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

広報や文化活動、スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による各種活動を支援します。

～障害者団体への支援～

市内の障害者団体活動を補助するなど、支援を行っていきます。

※佐倉市障がい者団体等連絡会

障害者団体、家族の団体、支援の団体、NPO法人などさまざまな障害に関わる団体による連絡会で、市社協が事務局をしています。

～子どもに関する団体～

・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援

育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします（「佐倉市 子育て支援ガイドブック」参照）。

・関係機関の連携の強化

子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員などの制度ボランティアやボーイスカウト・ガールスカウト、子ども会など全国に組織があり、各地域で活動している団体、PTAや青少年育成市民会議など地域や学校で活動している団体、市民公益活動団体など様々な団体があります。これらの団体は、社会情勢の変化・少子化・核家族化の影響もあり、活動の弱体化が指摘されています。

これまでも、子ども・若者育成支援団体への支援を行ってきましたが、こうした団体の活動が、更に十分な効果を上げるために、団体間における連携の強化並びに情報の共有化等を進めていきます。

○ボランティア団体、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター

多くのグループが様々なボランティア活動を行っており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、市民がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター、ボランティアグループ、関係機関などとの連携を図りながら、継続的に支援を行います。

ボランティアセンター

○佐倉市ボランティアセンター（市社協内） ☎043-484-6198
☎043-486-2518

○西部地域福祉センター ☎043-463-4167
ボランティアセンター ☎043-463-4169

○南部地域福祉センター ☎043-483-2811
ボランティアセンター ☎043-483-7212

◆ボランティアをやってみたい人→たとえばこのようなボランティア活動があります。

【地域での活動】 【在宅の高齢者や障がい者にかかわる活動】
【子育てにかかわる活動】 【環境にかんする活動】 【施設での活動】
【趣味・特技をいかした活動】 【その他の活動】

◆ボランティアをたのみたい人（ボランティアセンターに相談）
→相談の内容に応じて、ボランティアや関係機関等を紹介致します。

◆活動の心がまえ

♪自分の意思で行動しましょう ♪できることから始めましょう
♪無理のない活動が大事です ♪秘密や約束は守りましょう
♪相手への心くばりを忘れないで ♪活動を振り返ってみましょう
♪安全対策に十分配慮しましょう

佐倉市ボランティア連絡協議会（佐倉市ボランティアセンター内）

◆沿革

核家族化、高齢化が進行することにより、高齢者、障がい者、子育て支援等に対する福祉ニーズが変化・多様化する中、昭和51年に佐倉市は、千葉県指定の「地域ぐるみ福祉活動推進事業」のモデル地区となりました。ボランティア活動促進事業により、様々なボランティアグループが結成され、福祉施設との連携も密になってきた昭和54年に、市社協の呼びかけのもと、ボランティアグループ、個人が団結して協議会を設立し、現在に至っています。

◆理念

佐倉市ボランティア連絡協議会は、活動するグループ・個人の交流を深め、会員相互の理解を進めるとともに、自らの資質を高めていきます。誰もが安全安心して暮らせるまちづくりを目指して、市、市社協、地区社協、学校、福祉推進団体等との連携・協働を推進し、より良い地域活動ができるような環境づくりと活動に関する問題解決を目指しています。

佐倉市市民公益活動サポートセンター

☎・📠 043-484-6686

◆施設の概要

市民公益活動サポートセンターは、市民公益活動を行うすべての人を応援する施設です。「誰かの為に何かしたい、役に立ちたい。」そんな人たちの交流と活動の為に力になりたいと思っています。

すでに活動している人も、これから始める人も交流・情報収集・資料作成・会議等にご利用ください。
活動に関するご相談もお受けします。

◆利用できる方

佐倉市内で主に市民公益活動を行っている個人や団体、あるいはこれから行おうとしている方が利用できます。

ただし、宗教活動、政治活動を目的とする利用はできません。

◆市民公益活動とは？

市民または市民団体等が主体となって、営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会貢献活動です。

○地域福祉センター

地域福祉センターは、地域住民による福祉活動の推進を目的とした施設であり、地域福祉団体やボランティアなどが、より地域に密着した活動を行うための拠点となっています。

また、地域高齢者の談話、娯楽、教養の向上等のための施設であり、市内に2カ所設置されております。

今後の地域共生社会を目指すうえでも、地域福祉団体やボランティアの活動場所の確保は重要です。

施設名	外観	位置	施設概要	連絡先
西部地域福祉センター		中志津二丁目 32番4号	(西部保健福祉センター 2階部分) 事務室、ボランティアセンター、厨房、録音室、相談室、和室、売店、浴室、娯楽室、会議室、研修室	043-463-4167
南部地域福祉センター		大篠塚 1587番地	【A棟】 1階：事務室、舞台付大広間、控室、作業室、浴室 2階：健康談話室、会議室、娯楽室 【B棟】 (南部地域福祉センター 1階部分) 事務室、ボランティアセンター、相談室、和室、厨房、研修室	043-486-5151

5 計画の進行管理

第4次計画を実効性あるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況の把握とともに、各種分野との連携を図り、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

成果指標は、個別計画等における取組があることから、第4次計画では、基本目標ごとに、重点的な項目について設定します。

具体的には、基本目標1については、包括的な支援体制の整備について検討中であることから、既存の相談支援体制も含め、市民が、相談したいことがあったときに、相談、支援の環境等があるかという意識を、基本目標2については、個別計画等の取組であることから、その進捗状況などを、基本目標3については、客観的な指標として、地域の社会福祉を目的とする事業の活性化の推進により、地域福祉活動ボランティア人数の増加を、基本目標4については、住民の意識の高さを行動に移してもらうことが重要なことから、第3次計画の成果指標の1つを、それぞれ指標とします（指標以外にも、第3次計画をベースに市民意識調査を実施します）。

また、国の策定ガイドラインにおいて、評価の際には、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要であるとされていることから、例えば、推進委員会において、先進的な取組をしている団体や社会福祉法人などのヒアリングを行うことなど（法に基づく地域協議会としての開催を含む）を検討します。

指 標	区分	現状値	目標値 (令和5年度)	説 明
【基本目標1】 相談、支援の環境等が構築されていると思う・どちらかというと思う意識	新規	39.5% (令和元年度)	45.0%	市民意識調査
【基本目標2】 個別計画等の取組（進捗状況）	継続	※	※	※個別計画等による
【基本目標3】 地域福祉活動ボランティア人数	新規	2,814 人 (平成30年度)	3,000 人	佐倉市ボランティア センター登録人数 ※総合計画前期基本 計画成果指標
【基本目標4】 住民同士の交流やふれあいができていると思う・どちらかというと思う意識	継続	53.5% (令和元年度)	60.0%	市民意識調査

資料編

資料1 「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」

資料2 「第3次計画中間報告」(平成30年3月)(抜粋)

資料3 策定経過

資料4 計画の関連法令

資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱

資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

資料 1

「第 3 次佐倉市地域福祉計画のまとめ」

計画の概要（本文第 1 章 1（1）これまでの佐倉市地域福祉計画参照）

【第 1 章】 第 3 次佐倉市地域福祉計画について

- 1 計画策定に当たって（個別計画の施策を再掲載→役割（機能）の分担）
- 2 計画の期間：平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間（平成 28 年 3 月策定）
- 3 計画の位置づけ（住民の参加の促進に焦点をあてる）

※ちょこっと解説 佐倉市の個別計画

【第 2 章】 地域の現状

- 1 人口減少、少子高齢化・超高齢社会
- 2 地域における様々な課題
- 3 自助、互助・共助、公助

※ちょこっと解説 自助、互助、共助、公助とは？

【第 3 章】 地域の未来像

- 1 地域のつながり
- 2 「であい」、「ふれあい」、「つきあい」
- 3 新たな地域の活性化
- 4 これから目指す地域像 「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」

※ちょこっと解説 福祉の専門機関、社会福祉関係団体とは？

【第 4 章】 佐倉市の取組

- 1 基本施策 ①情報の発信・啓発 ②担い手の確保 ③地域の交流活動・福祉活動の促進（②と③は個別計画）
- 2 成果指標
- 3 計画の進行管理

※コラム① 地域づくりって何だろう？

問 地域づくりは誰がするの？ 問 地域づくりには能力や資格が必要ですか？

問 地域づくりって特定の人たちがやっているの？

【第 5 章】 地域のためにできること

- 1 地域を歩こう。あいさつしてみよう。【事例：あいさつから始まる地域づくり】
- 2 気軽に集おう。【事例：誰でも参加できる朝のラジオ体操】
- 3 声を掛け合おう。誘い合おう。【事例：地域を活性化させる高齢者のサークル】
- 4 子育てを応援しよう。【事例：地域で子育てを応援するネットワーク、交流カフェ】
- 5 絆をつくろう。【事例：ご近所の有志による見守り・助け合い活動】
- 6 安全・安心のかけ橋になろう。【事例：小学生の下校時見守り活動】
- 7 支え合い、助け合いに参加しよう。【事例：地域で開かれているふれあいサロン】
- 8 違いを認め合おう。【事例：障害児・障害者のための健康づくり運動教室】

※コラム② “笑顔”と“あいさつ”から始まる地域のつながり

○ 長年、視覚障害者支援の実践と研究に取り組んでいる F さん

○ 民生委員・児童委員として地域を駆け回っている N さん

○ 定年を機に地区社会福祉協議会の活動に参加を始めた I さん

【資料】

- 1 「第 3 次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」（平成 26 年 1 月）（抜粋）
- 2 「第 2 次佐倉市地域福祉計画報告書」（平成 27 年 10 月）（抜粋）
- 3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第 3 次計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、3つの地域像を目指しました。

この点、「互いに支え合う地域」は、一定の広がりを見せていると言えます。「ふれあい・交流のある地域」は、市民意識調査の設問 3 と設問 4 の「行動（…できていると思いますか）」の回答割合は、設問 1 と設問 2 に比べると低くなっており、様々な地域活動は行われているものの、より多くの方に参加してい

ただくための取組が必要となります。「一人ひとりを認め合える地域」は、地域の中には、高齢者、子ども、障害者など、様々な方が生活をし、また、最近では、外国人も増えており、より意識した取組が必要となります。

事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいますが、地域福祉の担い手不足などの課題があることから、引き続き、地域の支え合い・助け合い活動が広がっていくような取組が期待されます。また、法改正により、「地域共生社会の実現」も求められています。

(1) 情報の発信・啓発

コミュニティカレッジさくら、臼井地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会会議・各地区定例会などにおいて、地域福祉計画の説明などを行いました。

また、第3次計画の「第5章 地域のためにできること」及び第3次計画中間報告の「6.『地域での支え合い活動』の事例」に掲載している活動事例を、ホームページに掲載するとともに、市の広報紙「こうほう佐倉」に、「おしえて！地域の支え合い」及び「地域の支え合い、助け合い」というタイトルで掲載し、地域でできることは何かを考えるきっかけとしてももらえるように、情報の発信を行いました。

(2) 地域福祉活動に関する情報の収集

第3次計画に掲載した事例に加えて、市内の活動事例調査を実施する中で、計画の周知、普及を実施しました。また、推進委員会の委員が同行するかたちで事例調査を行い、委員会で議論をすることで、地域福祉についての議論を深めました。

(3) 個別計画等における取組

第3次計画中間報告において、第3次計画の基本施策である、①情報の発信・啓発、②担い手の確保、③地域の交流活動・福祉活動の推進に関わる個別計画等における取組の成果について、事業、目標値、実績値、【事業の概要等】や【今後の課題や取組について】という観点から実績を取りまとめたうえで、推進委員会において議論しました。

(4) 第3次計画中間報告

平成30年3月に、推進委員会から、第3次計画の2年間の実績とともに、法改正の動きも踏まえて、次期計画に向けての方向性などを取りまとめた第3次

計画中間報告の提出を受け、第3次計画に係る活動事例の「その後」の調査や法改正への対応を含む第4次計画の検討を行いました。

(5) 第3次地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査

(平成30年10月23日・第2回推進委員会で報告・ホームページ参照)

第3次計画及び第3次計画中間報告では、地域の活動事例を掲載しました。その活動の「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかを調査したところ、以下のようなポイントが見えてきました。

これらの視点を踏まえながら、今後の取組を検討することが求められます。

平成30年10月23日・第2回推進委員会・資料1

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

第3次計画及び第3次計画中間報告において、地域の活動事例を調査し、その内容を普及・啓発している。その中で、第3次計画の進行管理及び第4次計画の策定に関して、現在取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかなどについて調査することを目的とする。

(2) 調査対象

第3次計画及び第3次計画中間報告に掲載した活動事例（13団体）。

（1）第3次計画（当初調査：平成26年8月～10月）

- ①西志津スポーツ広場の会 ②佐倉子育て応援団 ③「なごみ会」
- ④根郷地区民生委員・児童委員協議会 ⑤思いやりヘルプサービスそめいの21 ⑥臼井台地区自治会／いきいきクラブたぐり（2事例）
- ⑦佐倉市手をつなぐ育成会

（2）第3次計画中間報告

（当初調査：平成28年10月～平成29年8月）

- ①ねっこの会 ②とまとの会（平成30年3月に団体解散のため、調査未実施） ③佐倉地域包括支援センター ④笑いヨガ・ミュージック ⑤志津地区社会福祉協議会 ⑥佐倉市こおろぎの会

(3) 調査事項

調査票により、①記載内容の変更点（前回の調査結果から）、②事例調査後の新たな動き、③地域への活動の輪の広がり、④現時点での、課題と今後の

展開、⑤参加方法及び参加のきっかけ作り及び⑥関係機関・協力団体・連携団体などについて、調査する。

(4) 調査方法

各団体に電話連絡をし、調査の趣旨などを説明したうえで、郵送またはメールで調査票を送付し（前回の調査結果を添付する。ただし、計画書掲載の団体については、計画書の掲載部分ではなく（計画書用に、要約されているため）、推進委員会に報告したときの結果を添付する）、FAXまたはメールで回答をしてもらう。

(5) 調査結果（資料1-2～1-4は、ホームページ参照）

- ①調査のまとめ（以下）
- ②（資料1-2）【調査項目ごとのポイントと思われる点（各事例から抜粋）】
- ③（資料1-3・4）事例ごとの調査結果（第3次計画掲載事例・第3次計画中間報告掲載事例）

2. 調査のまとめ

調査結果から見えてくる、地域福祉活動における、特徴的なポイントをまとめたものです。

(1) 拠点（集まれる場所）の持つ効果

- 集まれる場所というのが1つのポイントであると思われる。ラジオ体操や佐倉ふるさと体操など毎日集まるものもあれば、サロンのように月1回のものもある。
- 交流の場があることは、住民のモチベーションにつながる部分がある。また、1人暮らしの高齢者など、家に引きこもりがちの方が、外に出るきっかけにもなる。
- 集まれる場所というのは、見守りの機能を持つことがある。いつも来ている人が来ていないと、何かあったのかなと気づくことができる。

(2) 挨拶から生まれる関係性（将来へのつながり）

- 体操、朝のあいさつ運動や下校時見守りなど、「挨拶」は1つのポイントであると思われる。挨拶をすることで、お互いの顔が分かり、関係性が構築される。また、それが学校の場合、学校との信頼関係も構築される。
- 子どもと挨拶をすることは、子どもとの関係構築にもつながる。また、地域ぐるみで子育てをすることになるし、子どもが地域に愛着を

持ち、将来の地域への定着や将来同じように地域福祉活動に参加してくれることにつながる可能性がある。

(3) 負担にならない・楽しむ・得意分野で

- どの団体も、自由に、負担にならないように、できることを、という点は共通しているのではないと思われる。また、ボランティアをしているというのではなく、自分も楽しむという点も共通しているのではないと思われる。
- 活動をすることで、つながりができる。また、活動している人に、地域のためにという意識が芽生えることがあり、地域の他の活動にも関わってみようという人が出てきたり、1つの活動が別の活動につながっていく。
- 「支える側」という点からすると、得意な分野で関わってもらおうという視点も見られた。例えば、学習支援・子ども食堂では、学習を見ることができないが、食堂の手伝いなら、という関わり方がある。

(4) 社会福祉法人の地域貢献

- 社会福祉法人の地域貢献で、助成・応援・協力をしてもらっている活動がある。

(5) 積極的な広報活動・情報共有と口コミなどの個人のつながり

- 参加のきっかけ作りについては、口コミや個人的な勧誘というものが多かった。ビラの配布や回覧などの効果は限定的なのではないかと思われる。地域や団体の集まりに出向いて紹介という方法を取っている団体もあり、ビラの配布などの全体的な広報とともに、個人的な勧誘を含めて、直接話をするという方法が効果的なのではないかと思われる。
- 活動をする中で、いい面や改善すべき点などが出てくるとと思われる。それを他の活動団体と共有できる仕組みがあれば、それぞれの活動がより進んでいくのではないかと思われる。

(6) 担い手の確保（子ども・学校との関わり）

- 若い世代という観点からすると、子ども・学校との関わりというのはポイントになってくるとと思われる。学校との関係性ができている団体がある。学校は地域の中で大きな役割を担っていて、子どもが地域とつながることになり（保護者ともつながる）、「支える側」、特に高齢者が、子どもたちと接すると、元気になるという話もある。

(7) 担い手の確保（若い世代の参加に向けて）

- 「支える側」の高齢化という問題はどの団体も共通しているのではないと思われる。若い世代のボランティアの参加は、活動の継続性という点から、ポイントになると思われる。その際、負担のないかたちでの参加や得意な分野での参加など、参加の仕方にもいろいろなものがあるということを伝えることができるかがポイントになると思われる。
- 第3次計画中間報告において、団体アンケート調査を行ったが、「地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長ができたと思いますか。」との設問に対して、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合が83.9%となっていた。また、活動に関わったことで、別の活動につながるということもあるので、まずは参加してもらうようにすることが大切であると思われる。
- 若い世代は仕事をしていることが考えられる。具体的なボランティア活動ではなくても、近所の方と挨拶をし、地域と顔が繋がっているということが重要であると思われる（災害時ということを考えても）。
- 若い世代が定期的な活動に参加することができなくても、例えば、防災訓練など、単発の行事でも参加してもらい、そこからつながりを続けていくことが必要であると思われる。



【具体的な活動事例】

具体的な活動事例として、第3次計画中間報告に掲載している事例の中から、「1 地域に関する活動」、「2 高齢者に関する活動」、「3 障害者に関する活動」と「4 子どもに関する活動」をご紹介します。

1 地域に関する活動

志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）では、住民のふれ合いの場の提供と多様な支援を行っています。

事例名	常設喫茶・支え合いサービス・こども食堂・学習支援
地 域	志津地区
実施主体	志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）
活動要約	住民のふれ合いの場の提供と多様な支援
主な分野	「居場所づくり」「日常生活支援」「学習支援」
主な関係者	志津地区社協福祉委員・ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 『ふれ愛喫茶』（常設喫茶・平成24年7月開店）と『ふれ愛サービス』（支え合いサービス・平成24年10月事業開始）が始まり、平成29年4月から、こども食堂と学習支援も開始しています。
- 7カ所で行われている志津地区社会福祉協議会の100円喫茶の中で、常設の喫茶（サロン）をという声が上がりました。

■活動内容

【ふれ愛喫茶】

月曜日から金曜日の10:30から16:30までで、ふれあい場・拠点となる常設喫茶として運営しており（スタッフと店長）、来客数は年間5,000人を超えています。

グループで毎週利用している常連客や昼食を取りながらたっぷりお喋りを楽しむ利用者も多く、サロンとしての機能を果たしています。

【ふれ愛サービス】

日常生活の困りごとを有償の手伝いで（利用者登録会員）、ふれ愛喫茶のある志津ふれ愛センターを事務所として、受付・サポーターの手配などを行っています（サポーター登録会員・コーディネーター）。

【しづっ子クラブ】

学習や手作りの食事をしながら安心して過ごせる「地域の居場所」として、“学習支援”（対象：小学校2年生から4年生。日程：毎週月曜日午後5時から午後7時まで）と“おひさまカフェ”（こども食堂）（対象：どなたも利用できます（中学校3年生までの方と保護者は、家庭環境により、無料になる場合があります）。日程：毎月第3土曜日の午前11時から午後3時まで）を、平成29年4月から運営しています。

■ポイント・工夫している点

- ふれ愛喫茶は常設喫茶なので、運営を維持していくためには、ある程度の指揮系統が必要であるが、ボランティアとして関わってくれている人もいる中で、どのような運営にしていけるかがポイントとなっています。
- 来店して、楽しそうだから手伝いたいとスタッフになってくれた人もいました。
- ふれ愛サービスは、ふれ愛喫茶の店長が月曜日から金曜日まで毎日受付を代行していることが、強みとなっています。これは、志津ふれ愛センターの中に、事務所が場所として確保されていること、また、ふれ愛喫茶が常設喫茶として運営されていることから可能となっています。
- 志津ふれ愛センターは、関係者同士が交流のできる場ともなっており、1つの重要な活動拠点となっています。

■地域への活動の輪の広がり

- ふれ愛サービスは、利用登録者数も増え、利用件数も増加しており、確実に定着しています。学習支援とこども食堂については、ビラを配布するなど広報に努めていますが、まだ周知が不十分と思われます。しづっ子クラブについては、その活動が広がるまでにまだ時間がかかる見込みです。



ふれあいいきいきサロン

- ◆ ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げる活動です。

現在は、地区社会福祉協議会やボランティアグループが市内各地域で行っており、サロンごとに思考をこらした様々なプログラムがあります。

2 高齢者に関する活動

- ① ボランティアグループ「笑いヨガ・ミュージック」では、高齢者の交流と地域福祉の増進として、活動しています。

事例名	笑いヨガ・ミュージック
地 域	市内全域
実施主体	笑いヨガ・ミュージック
活動要約	高齢者の交流と地域福祉の増進
主な分野	「健康づくり」「居場所づくり」
主な関係者	ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 代表が「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ（合作）したものを研究し、コカリナなどの音楽楽器の練習グループとして活動していたが、様々な音楽を得意とするメンバーが自然と増えていき、グループとしての活動を思案する中、高齢者施設などを訪問し、歌あそびや演奏するなどの取組から、活動が始まりました。

■活動内容

- 認知症予防、アンチエイジング（抗老化）に効果のある「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ、高齢期の低栄養予防の替え歌、口腔体操、脳活性化、歌あそび、脳梗塞早期発見のキーワードを盛り込みながら、歌、楽器演奏、フラダンス、笑って楽しく体を動かし、最後に、ヨガの呼吸法でクールダウン、瞑想。健康長寿を目指す内容で、月2回の活動を基本にしています。
- また、高齢者の交流や介護予防の取組として、施設への訪問、西部地域福祉センターの事業や市の介護予防教室、しづ市民大学の講演など、幅広く活動しています。

■ポイント・工夫している点

- 「笑顔で元気にハッピーに」をモットーに、心の健康に重きを置いています。例えば、笑って幸せに生きる6つのポイントをプログラムに盛り込んでいます。
- 新しい元号「令和」の万葉集の作曲をし、音楽療法で最も癒す音色と言われているトーンチャームでビューティフルハーモニーを参加者皆で奏で心地良い空間を創ります。
- 健康長寿をテーマに詞をアレンジし、親しみのある歌を替え歌にして、笑いながら歌っています。

■地域への活動の輪の広がり

- 令和元年8月までは、介護予防活動をコミュニティークラブで行っていましたが、9月からは「ユウカリが丘在宅支援センター内カフェスペース」を貸して頂くこととなりました。地域の方々にお支え頂き、ご協力を得ながら活動できますことを嬉しく思います。
- 今年度はユウカリが丘と臼井・千代田地域の介護予防事業からお声が掛かり、笑いヨガ・ミュージックを実施しています。西志津地区のはっぴ体操会からも、健康長寿を目指すという同じテーマだということから、依頼を受け、実施しました。横のつながりが各方面に出来、連携し、協力し合っていることを誇りに思います。
- 高齢者の交流と地域福祉の増進につながる「健康づくり」「居場所づくり」が広がり、笑顔が福を呼び希望を招く様な活動の広がりを感じています。



～介護予防で地域を元気に～ 地域介護予防活動支援事業

- ◆ 高齢者になるべく要介護状態とならないように、介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにするためには、住み慣れた地域で主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことが大切です。

また、地域の特色を生かしながら、主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことのできる「通いの場」を充実していくことで、地域の健康度を高めることができます。

佐倉市では、市民の皆様が主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるよう、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行っています。

② 佐倉地域包括支援センターでは、身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る活動を行っています。

事例名	住民主体の健康づくり
地 域	佐倉地区
実施主体	佐倉地域包括支援センター
活動要約	身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る
主な分野	「健康づくり」「居場所づくり」
主な関係者	佐倉白翠園

■活動のきっかけ・経緯

- 平成 21 年 11 月に「佐倉ふるさと体操」が出来たのを機に、普及に当たっては職員自らがふるさと体操を実践していくことが大切と考え、地域包括支援センター内の空きスペースを使って、毎朝体操に取り組み始めました。
- 朝の体操に興味を持った近所の高齢者が、次々に参加し体操の輪が広がった。体操に参加する高齢者が、体操のみでなく仲間同士で散歩したり、見守りやゴミ出しの手助け等の支援に発展しました。

■活動内容

- 介護予防の面だけでなく、地域包括支援センターの役割であるより身近な圏域での相談窓口としての機能も果たせるのではないかと考え、運動の拠点づくりを進めています。
- 身近な場所での運動の拠点は、単に運動の場というだけでなく、地域住民の交流の場として、見守り支援、情報交換の場となっています。地域住民が主体となり、介護予防リーダーや地域ボランティアが中心となり、自治会や地区社協の協力を得て運営しています。

■ポイント・工夫している点

- 住民主体の運動の拠点づくりを進めるに当たっては、地域の方々の理解と協力を得ることが必要であり、以下の点について留意しつつ、地域づくりを推進しています。
 - ① 地域づくりは地域の方が中心。地域の現状を知らなければ進まない。
 - ② 顔の見える関係づくり。足を運んで信頼関係を作る。(信頼を得る。)
 - ③ 地域のリーダーとなる人材と出会う。(地域の人が知っている。)
 - ④ あせらず、既存の組織の賛同を得る。
 - ⑤ 出来るだけ、負担のないやり方で行う。(地域包括支援センターは黒子となって支える。)

■地域への活動の輪の広がり

- 他の地域包括支援センターにも同様の取組が広がった。
- 住民主体の健康づくりの活動が多機関と連携した場づくりへと発展した（住民主体の運動組織立ち上げの後方支援・内郷地区福祉フォーラム立ち上げ支援・認知症予防運動教室展開に向けたコグニサイズの紹介、講師依頼・専門性を活かした教室展開のための専門職（理学療法士等）へのつなぎ・地域住民主体運動組織「内郷地区認知症予防のための運動教室」の展開）。



地域包括支援センター

- ◆ 地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援しています。

権利擁護、高齢者の虐待防止

- ◆ 地域包括支援センターでは、社会福祉士が中心となり、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用支援や虐待の早期発見・防止を進めます。

そのほか、千葉県社会福祉協議会が実施主体の千葉県後見支援センターでは「日常生活自立支援事業」を実施しています。また、佐倉市には「佐倉市成年後見支援センター」があります。

○問い合わせ：佐倉市社会福祉協議会 ☎043-484-1288

- ※「日常生活自立支援事業」とは・・・高齢者や障害者の自立した地域生活を支援するため、福祉サービス利用援助や財産管理サービス、財産保全サービス、弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービス等を行っています。在宅で生活されている方で、利用に必要な契約内容を理解できる方が対象です。

3 障害者に関する活動

ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」では、視覚障害者への情報提供として録音物作りを行っています。

事例名	視覚障害者への音訳ボランティア
地 域	市内全域
実施主体	ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」
活動要約	視覚障害者への情報提供として録音物作り
主な分野	「視覚障害者支援」「情報保障」
主な関係者	ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 約46年前に、目の不自由な知人から広報などを読んで欲しいと頼まれた方が、仲間を募り、勉強会を重ねて会を立ち上げました。
- 活動歴の長い会で、会員の入会のきっかけは様々だが、身近な視覚障害者の役に立ちたいなど、それぞれが使命感を持って参加しています。

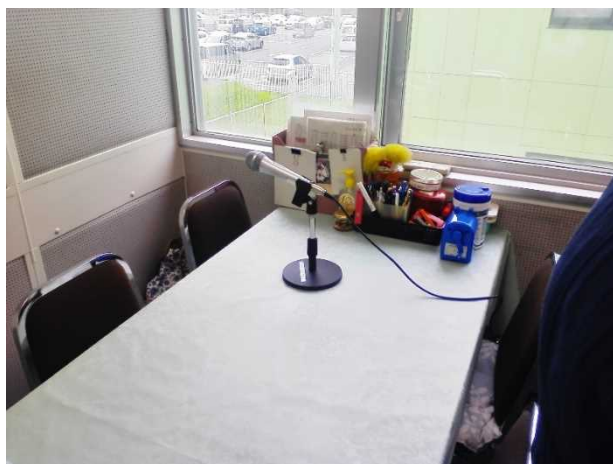
■活動内容

- 会員が4班に分かれて（1班約5名）、市の広報紙「こうほう佐倉」など4種類の広報紙を音訳し、CDにコピーして視覚障害者の方々に郵送しています。
- 広報紙の発行日に、担当班が紙面の割り振りを行い、各自が下調べなどの準備をします。翌日に録音をして、人数分のコピーを作り、郵便局に持参します。基本的に発行日の翌々日には利用者の手元に届きます。
- 広報類の他に、「月刊こおろぎ」という自主製作の音声雑誌を発行しています。班ごとに、利用者に届けたい内容を選び、温かみのあるものに仕上げようと心掛けています。
- 個人的なリクエストにより、家電の説明書なども音訳しています。

■ポイント・工夫している点

- 年度初めに年間録音予定表を作成、各自が仕事などの日程を調整して録音日を確保しています。
- 正確な情報を伝えるために、地名、人名、難読語などをよく下調べして、読み間違いのないように注意しています。
- デジタル録音では、編集により頭出しができるので、目次を作り、聞きたい箇所が探せるように工夫しています。「休日の急病は」などの緊急時に必要な情報は、「困った時は」と題して、手元用の保存版を作り、利用者に送付しています。

- 冒頭にテーマ曲や季節の挨拶を入れて、親しみやすいものになるように工夫しています。



障がいに関する支援活動（佐倉市ボランティアセンター登録ボランティア団体一覧から） ※令和元年6月時点

※子どもに関する活動、ひとり暮らし高齢者の配食サービス、環境に関する活動、地域のパトロール活動、在宅高齢者や障がい者の支援活動、施設での活動、演奏等での訪問活動とその他の活動を含めたボランティア団体については、市社協のホームページに掲載されています。

- 点訳サークル野菊の会…点訳活動
- 佐倉市こおろぎの会
 - …こうほう佐倉を中心とする佐倉市の広報紙を音訳録音し、デジター図書としてCD化し、視覚障がい者に送付します
- まあるい会
 - …障がいのある人もない人も共に育ち学び合う地域社会を目指して活動しています
 - ①定例会 ②就園就学相談会 ③会報発行 ④学校・行政との話し合い
- 手話サークル「希望（のぞみ）」
 - …聴覚障がい者との交流、手話学習、ボランティア活動
- 手話サークル コアラの会
 - …手話の学習、ろう者との交流、ボランティア活動
- 要約筆記サークル『あうん』
 - …要約筆記の啓蒙、技術向上と研修
 - 中途失聴・難聴者への情報保障・交流、福祉向上の活動
- ボランティア桜
 - …①たまり場「さくらんぼ」で1日ゆったりと過ごせる様に援助
 - ②県内市内の障がい者や家族との交流
 - ③会員のスキルアップの為に勉強会に参加
 - ④定例会
- 手をつなぐ・さくら
 - …①「わたしのたまり場」皆が集う居場所づくり ②運営委員会
 - ③ドキュメンタリー映画上映会 ④障がいについての啓発活動ほか定例会

4 子どもに関する活動

学習支援「ねっこの会」と子ども食堂「ねっこ食堂」では、支援を必要とし、孤立しがちな子どもや保護者に対する支援を行っています。

事例名	学習支援「ねっこの会」・子ども食堂「ねっこ食堂」
地 域	根郷地区
実施主体	「ねっこの会」
活動要約	支援を必要とし、孤立しがちな子どもや保護者に対する支援
主な分野	「学習支援」「居場所づくり」
主な関係者	根郷地区民生委員・児童委員協議会、ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 学習支援・居場所づくりを通して、地区で見守り・支援が必要な子どもや保護者を支え、子どもの自立を助けるために発足しました。

■活動内容

- 小・中学生の基礎学習の手伝いをしています。教科書に沿った学習を中心に読書や宿題の手伝い等、一人ひとりに合わせたサポートを行っています。
- 「ねっこの会」(学習支援)《平成26年8月から》
(毎週金曜日 17～19時)・(根郷公民館2階 学習室1&2)
- 「ねっこ食堂」(子ども食堂)《平成30年4月から》
(毎月最終金曜日 17時～19時)(根郷公民館3階 調理室&集会室)
- 「ねっこ食堂」の参加者は、原則的には「ねっこの会」に来ている親子・家族、その友達を中心に想定していますが、学校の先生方や児童青少年課等にチラシを配布し、居場所としての機能を持たせられるようにしています。

■ポイント・工夫している点

- 単に学習の支援をするだけでなく、子ども・保護者の「居場所」づくりにつながることも意識しています。
- 季節に合わせたイベント(クリスマス会、卒業・入学お祝い会)等を実施し、仲間と協力して、自分の役割を持って頑張ることにつながってもらっています。
- 迎えに来る保護者と顔を合わせてコミュニケーションを取ることを心がけています。保護者も地域でコミュニケーションを取れる人がいることで、生活に自信が持てるようになっていきます。学習支援を通した、対象家庭への支援につながることを目的としています。

■地域への活動の輪の広がり

- 対象者も広がりを感じましたが、スタッフについても、地域の中で探してみると、元教師などの協力を得られました。
- 「ねっこ食堂」のスタッフについても、地域の中で活動している「むぎの会」、「食生活改善推進員」、また、学習支援は無理だが、食堂の手伝いならという地域の方の協力も得られました。
- 民生委員・児童委員がいろいろなボランティア団体に参加していることが、人材発掘につながっています。
- 地域の社会福祉法人より、地域貢献として、助成・応援をいただいています。
- チラシを作成したことで、公民館に連絡があり、親子で「ねっこ食堂」に参加がありました。
- 学校や学童保育所、行政や市社協からの紹介で「ねっこ食堂」につながり、参加する親子も増え、地域の居場所になっています。
- 「ねっこ食堂」の食材についても、地域の農家や他団体からの寄付があり、広がりを感じています。また、民生委員や福祉委員の中で農業に携わっている人をお願いして寄付を募っています。
- また、市社協の善意銀行からの食材提供やまち協農園の野菜を寄付してもらっています。



資料2 「第3次計画中間報告」(平成30年3月)(抜粋)

※「第3次計画中間報告」は、ホームページで公表しています。

※【目次】「1. はじめに(中間報告について)」、「2. 計画の概要」、「3. 計画の位置づけ」、「4. 佐倉市地域福祉計画推進委員会の活動概要」、「5. 第3次佐倉市地域福祉計画の主な取組(平成28年度・平成29年度)」、「6. 『地域での支え合い活動』の事例」、「7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて」及び「資料 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿」で構成。

7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて

(1) 推進委員会での主な意見(委員会議事録から抜粋)

- 地域のつながりについては、橋渡し役がいなくなかなか難しいが、民生委員としてのつながりをどう広めていけるかを大切にしていきたいと思っている。本日、地域の小学校の前で建築関係の会社の方が、清掃活動을しながら挨拶、声かけをしている所に遭遇したので、話を聞いてみると、地域を綺麗にしながら挨拶をする良い機会として活動をしているとのことであった。そうした活動も一つの橋渡し役となっているのではと感じた(第1期第1回)。
- 地域で色々と活動しているが、現在、地域の4人に1人は高齢者、9年後には、全ての団塊の世代も後期高齢者となっていく状況の中、元気な高齢者が、困っている高齢者を支える仕組みを作っていく必要があると思い、人材の確保等に努めている(第1期第1回)。
- 元気な高齢者の活用という話が出ているが、出て行きたいけど出ていけない、話をしたいけど話ができない高齢者もいて、中には地域の活動の戦力になる人もいる。こういう方々をどう引き込むかということも鍵になる(第1期第1回)。
- 自助、互助、共助が大切だと言われる中、地域の中の関係といったものは、まさに行政の手が届きにくい部分になる。自分の地域では、「挨拶のできるまちから助け合いのできるまちへ」というスローガンでやっている。小学校の下校を見守る活動をやっているが、最初に呼びかけて集まった時に「雨の日もやるのか」と聞いていた人が、今では毎日欠かさず参加している。始めは個々人の動きでもあったものも、自治会、町内会単位に広がり、近隣の町会とも合同して防犯、防災の取組を行っている。地域の助け合いは地域の自分たちでやるものではあるが、どうしても行政のサポート

が必要な時に、何らかのサポートがきっちりあるという連携した動きになってくると、この計画の具体化になっていくのではないかと思う（第1期第1回）。

- 最近、ボランティア連絡協議会で研修に行ったが、活動の中での気づき
が大切とのことであった。気づいたことがあれば行動に移し、そしてそれ
を続けていくことが大事になるという話を聞いて、自分たちの日頃の活動
も大丈夫だと思えた。広報誌の取材に行ったマンションでも、入居が始ま
った当初は無かったつながりが徐々に形成されて、今ではコミュニティと
呼べるものにまでなっているとのことであった。時間はかかるかもしれないが、継続して取組を続けることの意義を改めて感じた（第1期第1回）。
- 地域福祉はいかに多くの方の参加が得られるかが鍵になるし、まだまだ
地域福祉とはなにかという理解の浸透が足りていないと感じる（第1期第
1回）。
- 活動の担い手を考えるとき、元気な高齢者の活用ということがクローズ
アップされているが、同時に若い人をどう取り込んでいくかということも
考える必要があると思う。仕事もあって、休日は休みたい中、難しいとは思
うが、人と人のつきあいが薄いと言われている時代だからこそ、負担に
ならない程度からできることを考えていく必要があると感じる。災害ボラ
ンティアで若い人が多く活躍しているのをみると、本当は担い手となりたい
と考えている人も多いのではないかと思う（第1期第1回）。
- この地域福祉計画は、地区社協やボランティアといった市民の活動を、
後押ししてくれる計画だと思う。この計画が浸透し、市民の皆様に注視さ
れることで、民間活動がより推進しやすくなり、より活発になると思う（第
1期第2回）。
- 臼井地区にいて、臼井・千代田地域包括支援センターでやっている、地
域別ケア会議に2回ほど参加したが、すごくいいことをやっている。地域
別に民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、福祉委員、地区社協の役員、
さらに自治会の会長クラスなど、そういう多様な人たちが集まって、地域
別に、自分の地域で実際に困っていること、移動困難者、買い物困難など
いろいろあるが、そういう身近な話を、いろいろなケアマネージャーや民
生委員などそういう人たちが一同になって、意見交換をする。そういうこ
とによって、得るものはすごく大きい。こういう会議を更に広めていくこ

とによって、具体的な地域の支え合いを、自治会などを巻き込んでできる可能性があるなというように思う（第1期第3回）。

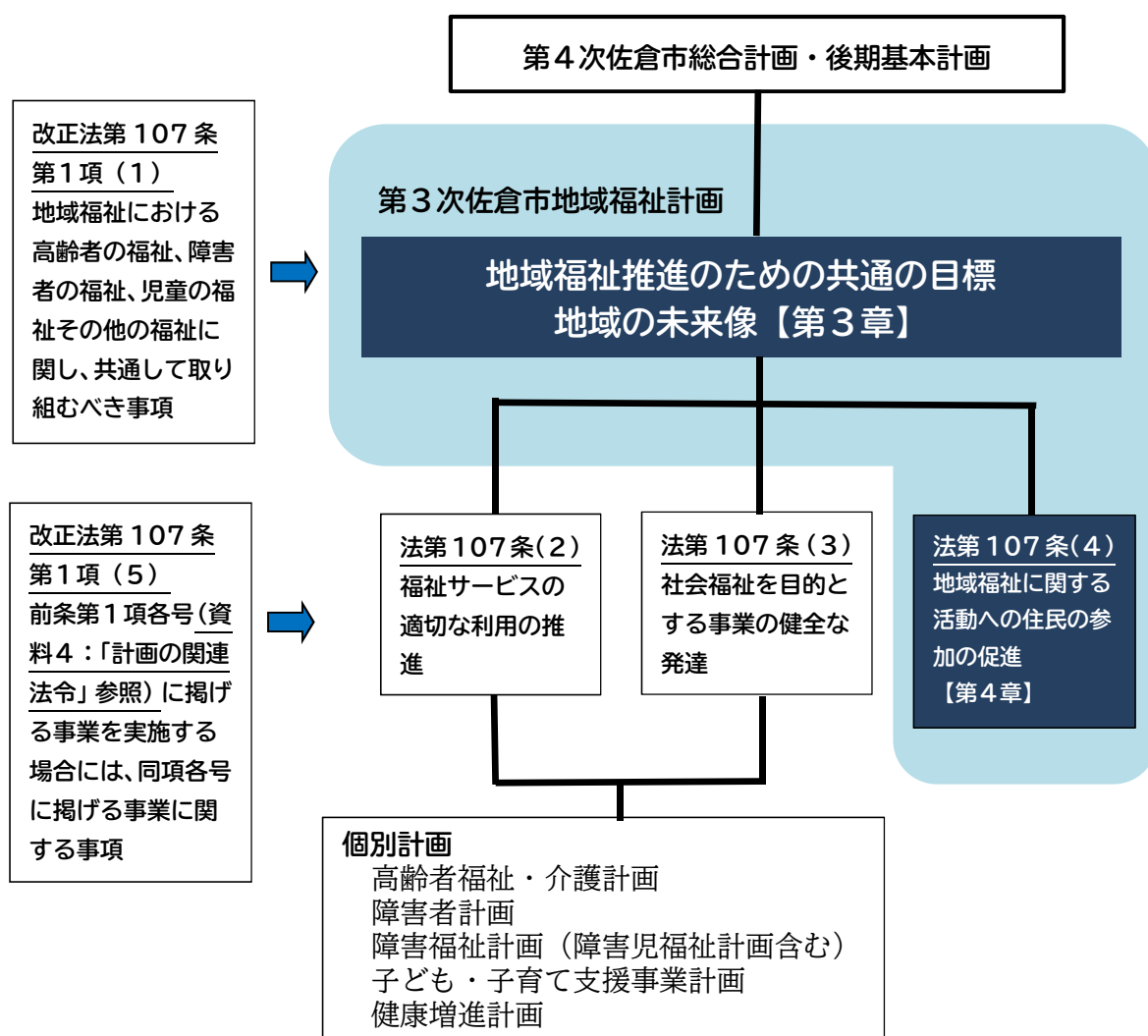
- 地域福祉計画と、いわゆる社協の地域福祉活動計画、この辺の整合性というか、例えば、地域福祉計画の基本、地域の助け合い、支え合いに重点を置いている。社協は社協で、地域の支え合いを重点項目にして、いろいろなことをやってもらっている。市は市で、どちらかというと、具体的なことよりも、そういうことができやすい、支える、支援するという立場での地域福祉計画というのが妥当なのかなと思う。そういう意味で言えば、地域福祉計画の実際の担当者と社協の担当者、事務局同士の連携というか、どれがどれなのか、市からの支援でやっているのか、あるいは社協の支援でやっているのか、そういうことがかなり重なり合っている。市のほうはあくまでも、行政にできることには限界があるわけだから、地域の助け合い、支え合いというのは、行政が、全部が全部できるわけではない、こういうことは地域に任せますよと、そういうところに社協も関わっていく必要があると思うし、そういう意味での立ち位置をもう少しはっきりしたほうがいいと思う（第1期第3回）。
- いろいろなパイが小さくなってきている。行政もできることには限界があると思う。これからはもう住民自らが、やはりいろいろなかたちで、支え合っていく、その仕組みを支えるのが市だと思う。あとは、自主的に、住民同士で支え合っていく。そういう仕組みを作っていくことが大切（第1期第3回）。

（２）次期計画の位置づけ

- 地域福祉計画とは、「住みよい地域社会を目指して、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる計画」だと思われます。地域の住民が、共に支え合い、助け合うという福祉活動を推進するとともに、地域で活動している団体や事業所、専門機関と行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題等の解決を目指し、安心して幸せに暮らせる地域社会を創るための基本理念や方針について、PDCAサイクルの観点から計画を策定する必要があると考えます。
- 国では、新たな地域づくり、相談支援体制の考え方として、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを目指しています。その実現に向けて、介護保険法の改正に併せて、社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）がされ、まず、地域福祉の推進の理念として、地域住民や福祉関係者は、地域生活の課題を把握して関係機関との連携により解決を図るよう特に留意するものとされています（資料4：「計画の関連法令」）

参照)。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備を行うよう努めることが目標とされ、さらに、地域福祉計画については、策定が努力義務とされたほか、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項などが追加されました。これらの内容を踏まえて、次期計画へ向けた検討が必要となります。

【図】 第3次佐倉市地域福祉計画と法改正の関係



(3) 計画の性格と方向性

- 第3次計画は、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像（「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」）をビジョンとして提示し、法に規定されている地域福祉を推進するための個別の施策のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点をあてて、地域のつながり、「であい」、「ふれあい」、「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化につながるその取組の方向性を定めています。
- 団塊世代の高齢化など、更なる少子高齢化が懸念される中、新たな地域の活性化を推進していくには、住民同士が近隣の身近な人々の協力や支え合い、助け合いを進め、高齢者、若年者など世代を問わずに、地域の課題を自主的・自立的に解決していくような地域の取組を更に促進していくことが重要になると考えます。
- また、国の示す、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりについては、基本的な理念として、第3次計画で定めている、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」という、住民同士の支え合い助け合いに焦点をあてた仕組みづくりであり、第3次計画の基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているものと考えます。
- 法改正で、新たに地域福祉計画の記載事項とされた、包括的な支援体制の整備に関する事項については、現在、①「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場、②市町村における包括的な相談支援体制の検討を行っていることから、その必要な部分について、盛り込むことを検討すべきと考えます。

また、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項については、上記の包括的な支援体制の整備に関する事項の状況も踏まえながら、様々な分野の横断的な内容となることから、佐倉市としての方針を確定し、その基本的な考え方について、地域福祉計画に盛り込むことを検討すべきと考えます。
- 計画の成果指標である市民意識調査の結果において、住民同士の支え合いが大切だと思っている人は多いが、実際の行動に移している人が少ないと思われます。一方で、「6.『地域での支え合い活動』の事例」にあるように、すでに地域には様々な活動があり、また、各事例の団体の方々に行った団体アンケート調査の結果をみると、地域福祉活動に対して、市民意

識調査よりも高い割合の結果が出ているとともに、多くの方が地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長することができたと思われています。

そこで、次期計画においても、法改正の内容を検討しつつ、計画を読んだ住民が、自ら地域の課題を解決していくために、行動を起こすきっかけとなるような内容とし、すでに行われている地域福祉活動の輪が広がり、また、今まで活動に携わっていなかった方が、それを知ることで、活動に参加しようと思い、多くの方が活動に携わることで、地域における支え合い、助け合い活動が展開されていくように、更なる啓発、住民参加への働きかけを進める方向性で計画を策定する必要があると考えます。

- なお、計画の推進が、地域にどのような効果をもたらしているかについては、もう少し検証していく必要があると思います。今後、現計画の推進と次期計画の策定に際して、各事業や事例調査の結果、計画において取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、その後、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかについても検証するとともに、社会福祉法改正の動きを踏まえて、取り組んでいただくよう期待いたします。

資料3

策定経過

年度	会議等	内 容
平成30年度	第1回推進委員会 5月31日（木）	○委嘱状交付 ○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○「第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告」について ○今後のスケジュール（予定）等について ○フリートーク
	第2回推進委員会 10月23日（火）	○第3次佐倉市地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査結果について ○第4次佐倉市地域福祉計画の骨子案について
	第3回推進委員会 2月14日（木）	○市民意識調査の調査結果について ○第4次佐倉市地域福祉計画について
令和元年度	第1回庁内検討会 5月13日（月）	○第4次佐倉市地域福祉計画について
	第4回推進委員会 5月28日（火）	○第4次佐倉市地域福祉計画について
	第5回推進委員会 10月3日（木）	○第4次佐倉市地域福祉計画について ○その他（地域福祉フォーラムについて）
	地域福祉フォーラム 10月27日（日） ※10月25日の大雨及び 災害対応により、中止	※資料のみ、ホームページに掲載 ○第4次佐倉市地域福祉計画の概要 ○第5次佐倉市地域福祉活動計画の中間評価 ○リレートーク
	第2回庁内検討会 11月14日（木）	○第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第6回推進委員会 12月17日（火）	○第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第7回推進委員会 3月19日（木）	○第4次佐倉市地域福祉計画の策定について

「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉」

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）**第6条 （略）**

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題を解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- (2) 地域及び行政の現状の把握
- (3) 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
- (5) 次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- (6) その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年3月23日決裁20佐社第748号）

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成21年8月12日決裁21佐社第309号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年1月31日決裁23佐社第836号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日決裁25佐社第933号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日決裁28佐社第2358号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	1人以内
社会福祉事業者	1人以内
佐倉市社会福祉協議会	1人以内
ボランティア団体	1人以内
民生委員・児童委員協議会	1人以内
地域団体	1人以内
公募による市民	3人以内

資料6

佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第1期推進委員会（任期：平成28年7月4日から平成30年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	佐々木 とく子	会長（H29.3～）
2	社会福祉事業者	佐川 章	副会長
3	佐倉市社会福祉協議会	兼坂 誠	H28.7～H29.3
		深沢 孝志	H29.6～H30.3
4	ボランティア団体	稲村 多恵子	
5	民生委員・児童委員協議会	黒川 隆生	H28.7～H28.11 会長（～H28.11）
		小林 眞智子	H29.3～H30.3
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	

第2期推進委員会（任期：平成30年5月1日から令和2年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	川根 紀夫	
2	社会福祉事業者	内川 浩明	副会長（H30.5.31～）
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢 孝志	
4	ボランティア団体	大久保 和夫	
5	民生委員・児童委員協議会	小林 眞智子	会長（H30.5.31～）
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	